

それからもう一点は與関係におきまして非常にその国連軍との間ににおける治安関係が非常に不安であつて、例えれば強盗問題であるとか、或いは暴行事件であるとか、強姦事件であるとかいふことはあなたのほうのお手許にも私は報告がなされておると思います。これは一つは治安関係の問題であるから職権が違うとはおつしやるかも知れませんが、併し私は外務大臣としてもこの問題については何らかの対策といふものは当然譲せられる、それが私は外務省の任務であると思ひますから、これに対する対策を立ておられるか。或いはこれに対してもういうようなことをやつておられるのかというこの二点を伺いたいと思ひます。

りますが、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありますて、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないであります。国連軍に対しましては日本の平和條約効力発生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従いまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

おるものもあり、或いは或る場合にはその軍隊にあると規定しておるものもあつてそういう点がはつきりしておらない点であります。そこで只今のところは国際法及び国際慣習によりましてすべてを律する。そしてそれで以てはつきりしていいない問題について何からか事件が起つた場合には、その個々の問題について當時同國士、日本と相手国との間で相談して、そして適当な处置を講ずる。これは決して満足すべき状況ではありませんけれども、併しそれ毎日々々いろいろな事件が起るということでもありませんので、差当たりそうやつておりますとして、そうして協定を早く作つて、そういうはつきりしない部分もはつきりいたそう、こう考えておられます。なお、これは国連軍側の立場であります。なほ、これは国連軍側の立場であります。これは大体におきまして朝鮮の事変において戦闘をいたしておるのでありますけれども、朝鮮の平和維持ということは取りもなおさず日本の安全保障になるのであって、若し万に、仮に国連軍が敗退して釜山までが共産陣営の支配下に立つということになれば、日本の治安も又従つて柔れるのであつて、日本の治安維持のためにもこれは働いておるのであります。そこで朝鮮において命を犠牲にして戦闘をいたしている軍隊は、アメリカ軍もあれば英豪軍もその他の国連軍もある。これは皆平等の立場で平等の關係において共同作戦をいたしております。その人たちが日本へ帰つて来た場合に、アメリカのかたは特別の取扱い、その他の国連軍は差別的に扱われることで、とても士気の維持もできないし、軍隊として働くことも困難である。従つて原則としてはアメ

リカの軍集と同じように日本においては取扱つてもらいたいというのが先方のまあ原則的な考え方であります。これにつきまして、我々のほうにも多少の意見はあるのでありますし、その問題について、主としてどうしても可なり相互の理解を深め、日本の国情にも適するような話合いをいたさなければならんと思つておりますが、まあ主としてこういう原則的な考え方をどういうふうに見るかという点が問題でありますして、このほうが片付けばあとは個々

見て違法であるというような行為と田川の五ヵ月で約二百二十件ばかりであると私は記憶しております、正確でないかも知れませんが……。尤もこの多くのものは、例えばこれは朝鮮戦線で非常に苦労して来た人が日本へ来て、それでまあ気持が非常に楽になる、多少アルコールも入つて行なつたといううな問題で、そうちのむずかしい点でもないかも知れませんが、とにかくそういうふうにたくさんあるのであります。これにつきましては、英矯軍当局にも無論この状況は通報しておりますし、先方もよく承知しております。先方の首脳者も非常に心配をしております。これにつきましては、英矯軍当局が心ならずもそう深く考えないでいろしても、日本の国民の心からなるサポートがなければ、やはり居心地が悪くなるのではないか、そういう点で兵団等が心ならずもそう深く考えないでいろいろのことをやつて、却つて感情がおかれなくなるということは非常に困ると言つて非常に心配しております。我々のほうもそういう問題については陽意見を述べて先方の善処を求めておるのであります。まだん／＼よくなると思いますが、先方も決してこれを放置しておるわけじゃないのであります。大変心配されておるのであります。

それからもう一点は、與関係におきまして非常にその国連軍との間における治安関係が非常に不安であつて、例えば強盗問題であるとか、或いは暴行事業であるとか、強姦事件であるとかいふ報告がなされておると思います。これは一つは治安関係の問題であるから職権が違うとはおつしやるかも知れませんども、併し私は外務大臣としてもこの問題については何らかの対策をいうものは当然譲ぜられる、それが私は外務省の任務であると思ひますから、これに対してどういうような対策を立てておられるか。或いはこれに対してもういうようなことをやつておられるのかといふ二点を伺いたいと思います。

○國務大臣(岡崎勝男君) 国連軍との協定は、先方におきましては大体あそこに参加しておりますものは軍隊といふこともなく、例えば病院船を出しておるような國もありますが、十四カ国あるのであります。それらの国々の間と相談をいたしまして、それから日本側に話を持つて来るということで、先方において遅延いたしておるという状況であります。併しもう下話といふますか、いろいろ研究すべき問題がありますので、詰合ひ、向うの成案ができるできないは別として、個々の問題について、例えは税金の問題であるとか、或いは公共施設の使用の問題であるとか、いろいろの問題については個々の事項として詰合ひは下話としてしておられます。ずっと続けております。そこで今お話の九十日という問題ですか、いろいろの問題については個々の

おるものもあり、或いは或る場合にはその軍隊にあると規定しておるものもあつてそういう点がはつきりしておらない点であります。そこで只今のところは国際法及び国際慣習によりましてすべてを律する。そしてそれで以てはつきりしていいない問題について何からか事件が起つた場合には、その個々の問題について當時同國士、日本と相手国との間で相談して、そして適当な处置を講ずる。これは決して満足すべき状況ではありませんけれども、併しそれ毎日々々いろいろな事件が起るということでもありませんので、差当たりそうやつておりますとして、そうして協定を早く作つて、そういうはつきりしない部分もはつきりいたそう、こう考えております。なお、これは国連軍側の立場であります。なほ、これは国連軍側の立場であります。これは大体におきまして朝鮮の事変において戦闘をいたしておるのでありますけれども、朝鮮の平和維持ということは取りもなおさず日本の安全保障になるのであって、若し万に、仮に国連軍が敗退して釜山までが共産陣営の支配下に立つということになれば、日本の治安も又従つて柔れるのであつて、日本の治安維持のためにもこれは働いておるのであります。そこで朝鮮において命を犠牲にして戦闘をいたしている軍隊は、アメリカ軍もあれば英豪軍もその他の国連軍もある。これは皆平等の立場で平等の關係において共同作戦をいたしております。その人たちが日本へ帰つて来た場合に、アメリカのかたは特別の取扱い、その他の国連軍は差別的に扱われることで、とても士気の維持もできないし、軍隊として働くことも困難である。従つて原則としてはアメ

リカの軍集と同じように日本においては取扱つてもらいたいというのが先方のまあ原則的な考え方であります。これにつきまして、我々のほうにも多少の意見はあるのであります。その問題について、主としてどうしても可なりますが、まあと主としてこういう原則的な考え方をどういうふうに見るかという点が問題であります。このほうが片付けばあとは個々の問題の処理は協定にいたしまして、も、そらむずかしくなくなる、こう考えております。

見て違法であるというような行為と田川の五ヵ月で約二百二十件ばかりであると私は記憶しております、正確でないかも知れませんが……。尤もこの多くのものは、例えばこれは朝鮮戦線で非常に苦労して来た人が日本へ来て、それでまあ気持が非常に楽になる、多少アルコールも入つて行なつたといううな問題で、そうちのむずかしい点でもないかも知れませんが、とにかくそういうふうにたくさんあるのであります。これにつきましては、英矯軍当局にも無論この状況は通報しておりますし、先方もよく承知しております。先方の首脳者も非常に心配をしております。これにつきましては、英矯軍当局が心ならずもそう深く考えないでいろしても、日本の国民の心からなるサポートがなければ、やはり居心地が悪くなるのではないか、そういう点で兵団等が心ならずもそう深く考えないでいろいろのことをやつて、却つて感情がおかれなくなるということは非常に困ると言つて非常に心配しております。我々のほうもそういう問題については陽意見を述べて先方の善処を求めておるのであります。まだん／＼よくなると思いますが、先方も決してこれを放置しておるわけじゃないのであります。大変心配されておるのであります。

にまあ置いてやつておるのだ、従つてそこに区別があるじやないか、こう当然私どもも考へるのであります、学者の意見を徵しますと、必ずしもそうでないのありますまして、頗んで置いた軍隊であろうと、頗るまことに来た軍隊であらうと、いやしくも一国の中に外国の軍隊が駐留するという事實から見れば、動機如何は別としても、そういう駐留するという事實から見れば、その間に法的特權の差はないといふのが相当有力なる学者の意見のようあります。が私どもは素人のせいか、どうもまだその学説には余り心からそうかというふうにもまだ納得の行かない点もありますが、私はその點は成立つといふことがあります、いずれにしましてもそういう点で今後十分意見の交換をいたしまして、要するにこれは国連に対する我々から言えど協力、先方から言えど日本の協力を求めて日本に於ける國連軍の駐留を愉快な、そしてむしろ關係国と日本との親善關係を増進するようなほうに持つて行くのが筋合いであります、双方においてこれは話合いをし、譲るべきことは譲り合つて円満に解決すべきものと考えておるのであります。

○成瀬権治君 これは議論をすればど申しますが、それは勿論

いのない話であります、実は私の聞いておる

のは、あなたが法律家であるか、素人であるか、学者であるか、そんなこと

は問題でない、或いは學説があるかな

いか、そのことがいいか悪いかという問題ではない。私は政府の態度、少くとも外務大臣の態度としてどういう見

解をとつておるかということを明らかにして頂きたい。そのことを私はお願ひし、答弁を求めます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 外務大臣と

いえども、これは法理的問題なら、やはり法律専門家の意見を十分に徵しまして、そうして自分の納得するよう

などころに自分の見解を落ちつけなければならぬものであります。法律的に數個の意見があればその中で自分の適当と思うものをとらなければなりません。併しこういう点につきまして私は今申しましたのはできるだけ法律的な意見を私心を入れずに取入れまして、そして自分のはつきりした意見をせん。併しこういう点につきまして私は又相手国の考え方も十分に聽取しまして、先方に如何なる理由があるか、

又先方の言うことに我々は納得するべき十分なる理由があるかどうか、これでなくして一方的に自分だけはこう考へると言つて方針をただきめて、それも十分聞いてみなければならん。それ

で一步も譲らんといふような態度では

私は少くともならないと考えております。そういうふうに各方面の意見を今

聽取しておるところであります。

○波多野鼎君 ちよつと委員長関連質問ですがね。

○波多野鼎君 関連ですか、それではどうぞ。

○波多野鼎君 ちよつと委員長関連質

問ですがね。

○波多野鼎君 今連合軍といいますか

ね、主として英豪軍でしようが、連合軍が日本に駐留するという問題を、ま

あ外務大臣は何だか國連協力といふ

ような説明であったのですが、英豪

軍の駐留の問題については又いろいろ

あります。

○波多野鼎君 それはどういう法律に

意見があると思いますが、これは後に

いたしまして、調達庁、調達官は連合

軍いわゆる英豪軍の役務或いは物品な

どの調達についても関與いたします

か、これを一つ先に。

○國務大臣(岡崎勝男君) ちよつと誤

解のないように申上げますが、私は成瀬

委員の質問に答えたのは、道義的とか

いろいろの平和條約関係の理由もありま

す。ましようけれども、直接には吉田・ア

チソン交換公文で、國連軍の駐留は現

実に認めておる。これは交換公文の國

会の承認を得ておりますからそれによ

つて駐留は行われている、こういう答

弁をいたしました。それから調達庁は現

</

○波多野鼎君 最後に念を押しておきますが、連合国軍の後片付けの仕事はこれは別問題として、それ以外の物品並びに労務の調達について調達片が関與してよろしいという法的根拠がないというふうに理解してよろしいのですか。

約並びにそれに基く行政協定、これに
関連する仕事を調達庁はやるといふこと
になつておつて、英蒙軍といつたよ
うなものは仮に吉田・アチソン書簡な
るもののが條約的な効果を持つにして
も、調達庁が英蒙軍の仕事に積極的に
関與する法的根拠は私はないように思
いますがね。

○委員長(河井辰八君) よろしくござります。
○松原一彦君 外務大臣にお尋ねする
のですけれども、一口伺つておきたい
のは、重大なる法案の審議を時間切れ
によつて打ち切られることは遺憾である
から、そういう点を考慮して六十日間
延期しても、これは強硬に法案の成立
をめざしますか。

松原一彦君 それから重ねて伺つたところ、やはりいたしたいと思うのであります。しかし、実は私どもは保安庁法案などに対する反対をしてはまだ非常に疑義がある。相手の意見をよく聞いて、今日伺うのはその一つであります。それで一生懸命私どもは審議には盡しておるつもりです。そうして予定通りに組んでき得る限りこの期間内にこなす所存であります。

見ますというと、私どもには更に四回の延長があるということを予想せしめるのであります。三回の延長すらもあんな紛糾を来したのでありますから、四回の延長がどういうことになるか知りませんけれども、これを強硬にお延ばしになるということならば、実は私もどもつと念を入れて審議いたしたい。少し怠いでおるのであります。もつと念を入れて、了解するところまですべての問題に亘つて行きたいのであります。政府は今のところでは国会を延長す。

Digitized by srujanika@gmail.com

第一部 内閣委員会会議録第五十号 昭和二十七年六月二十六日

まことに、私は武器貸與の問題に対してお尋ね申上げますが、去る十八日付の朝日新聞によりますと、「米下院軍事委員会は十七日、日本にフリゲート艦十八隻、小型上陸用舟艇五十隻を貸與する法案を可決、これを下院本会議に送付した」とあつて、更に「米下院軍事委員会でエンライト大佐は海軍省を代表してつきのようによ詮言した」ということが載っております。これが米国の武器貸與法によつてどういふふうになつたのでありますよ。下院でもすでにこれを可決してこちらに通告して参つておるのでございましようか。その成行を伺いたいのです。

○國務大臣(岡崎勝男君) こちらにはまだ何にも通告を受けておりません。私は記憶がはつきりいたしておりませんが、まだ法案としては成立していないのじやないかと思つております。

○松原一彦君 その武器貸與という、武器と言つてもここでは軍艦であります、この軍艦の貸與に関しましてはかように書いてあります。「日本は東京附近の海軍基地に現在ある米海軍のフリゲート艦十隻の貸與方を要請してきましたが、米海軍は日本がより多くの艦艇を必要とする場合を考慮して八隻余分を貸與することとした」、かようにござりますが、この要請したのはどなたが御要請になつたのでしようか、その責任者はどなたでしようか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは恐らく海上保安庁の所管でありますから、話合いをしたとすれば、海上保安庁の関係者が話合いましたかも知れません

せんが、いずれにしても私的な下話ढ
いう程度で、仮にあつたとしても程度
だろうと思います。と申しますのは、
まだ開議にも提出されおりません。
し、又海上保安庁担当の大臣からもそ
ういう話は聞いておりません。
○松原一彦君 それは実に驚き入つた
お答えでございまして、いやしくも外
国の軍艦を借りるというのに外務大臣
が御承知でなく開議も知らん、海上保
安庁が私的にアメリカと取引をして一
体いいものでございましようか。外務省
大臣としては一体どういうお考えな
でしようか。
○國務大臣(岡崎勝男君) これは正式
の場合、話がまとまる前には、無論開
議にも提出されましよう。そうして開
議で決定をいたすのでありますが、併
しその前にいろいろ意見の交換等をい
たすことは、これは関係省としてやつ
ても一向差支えないことだと私は考え
ております。
○松原一彦君 下話なら幾らしてもよ
ろしいということになりますが、下話
ではなくして現にアメリカの武器を借
りておるその数量等についても伺いた
いのであります。が、それは昨日石原外
務政務次官も、さつきおみえのようで
したが、昨晩の夕刊によりますとい
うと、外務政務次官は「艦船の貸與は
現在のところ、海上保安庁と米軍との
私法上の契約にしようということで話を
合つておる」としまするといふと、將
来これは開議では御承知でない私法上
の貸借ということになるのであります
ようか。これを伺います。

に記憶しておりますが、政務次官に聞きましたところが、何かこれは誤解のようでありまして、何もそういうふうなことにきまつたことは全然ないようあります。従つて今私の申したこととが正確でありますから、多分具体的の話ではないのであります。

○松原一彦君 併しこれは誰かにいよいよお話をなつたのではなくして、衆議院外務委員会で山本利壽氏の質問に対するお答えでありますから、多分速記に載つていることだと思うのであります。若し有償になるのであらうといふことでありますと、これはその有償に対する予算は一体どこから出るのでしょうか。先般大橋國務大臣に伺つたところによりますと、多分無償であらうということであつたのであります。それはエンライト大佐が海軍省を代表した話といふものの中に「これら費用を日本は支拂う必要はない。」と、こう書いてあります。一方に外務省筋からは有償であらうということがあります。その時分にも私は伺つたのであります。ですが、一体大変な費用のかかる、改裝費用だけでも一千八百五十万ドルを要すると言ひてあります。さようになれば常な巨額な改裝費並びに減価もありますが、大きな価格のもの、而も危険なものと日本が借受けすることが私的に行われることと思いますが、外務大臣も御承知な私的に海上保安庁等がこういうものとばかり受け取つて、一体その予算はどこから出しますか。更に又どういうふう

は、財政法等によつて法的根拠がなくして
ちやならんと思うのであります、そ
の法的根拠はどこにお取りになるおつ
もりでありますようか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 先ほど申し
た通り、政務次官は何かの誤解であつ
たと思います。従つて衆議院で答弁し
ましても速記録を調べて間違いであれ
ば政務次官は取消すであろうと風いま
す。或いは訂正するでありますと思いま
す。従いましてその夕刊に出たことは
速記録を調べた上適当な訂正等を行ふ
ものと御了承願います。

○松原一彦君 了承いたします。併し
私どもそればかりではどうにも腑に落ち
ないのであります、アメリカの武器
貸與法によりますといふと、日本軍
のよくな自衛軍隊を持たないところに
は貸されないはずだと私は心得てい
る。然るに貸されないから貸さないか
なら話がわかりますが、貸されないか
ら何か私的に誰かとの取引をやつして
いるといったようなふうの感じがしてな
らないのであります。現に警察予備隊
の借受けている短銃、機関銃、バーベ
カ砲等もこれは私的な取引だとうよ
うにこの間御説明があつたのであります
が、そういうことは外務大臣は一体
全くお知りにならないのでしょうか。
うなんでしょうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 警察予備隊
の武器等は占領中に貸與を受けたので
あります、これは貸與というより
も、むしろ米軍が管理している武器を
必要に応じ使用するということであつ
て、今までのところは管理の責任もア
メリカ側にある。それを一時使用する
ということであつたと了解しております

す。これは併し結局一時の便法であります。将來は何らかの形で貸與すべき場合には、借受ける場合には借受たるようにならんとした話をいたす必要があります。あるであらうと考えております。

○松原一彦君 いやくも独立したところの国防軍的存続である保安隊等がさうなあいまいなものであるということは私は許されんと思うのです。いやくも国防の第一線に立つ者がさようなうな得体の知れんという言葉はおかしくもござりますけれども、大部分はどう借りたのかわからんというようなことは、我々も頗る不安であります。まあ得体の知れんというものに対しましては、なか／＼国内ではむずかしい取扱いの下にあるのですが、一体外務大臣は将来これに対しましてはどうぞ契約をおやりになる御予定でありますようか。内閣も必ずそれに対しましては、一定の御所見があつてのことと思ひうのであります。それをして伺いたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは予備隊なら予備隊の担当大臣、或いは海軍保安庁の担当大臣の意見をよく聞きまして間違いのないような方法を講ずるつもりであります。

○松原一彦君 併しその間違いのない事者は、やはり外務大臣ではないのでしょうか。この点如何でしようか。

○國務大臣(岡崎勝男君) それはそのときの話し合いの工合によりまして、正式に外務大臣という場合もありました。所官厅間の話合いということもあり得るのであります。まだそうい

考えられないで、常に他から動かされ
ておるというような感じがしてならない
のであります。顯著なこれが事実
であるとしますと、國民は非
常に不安を感じる。國防力を増大する
ことが不安であるかないかは別問題と
しましても、國会も知らない、國民も知
らない、外務大臣も御関興にならない
うちに、規定以上の武器がどしどへ入
つて来る。乗組員が足らん、あわてて
予算を増加して乗組員の訓練を始める
といったよくなことは、どう考へても
これは独立國の態度ではない。私ども
はかうような不安を持ちますがために、
今回の保安庁の審議に対しても実は愈
を入れておるのであります。かうようと
ことを申上げますといふと意見になり
ますけれどもが、私が外務大臣、つま
り日米關係においても一番重大なる立
場にお立ちになつて、かうような方面に
御關興にならないはずはない外務大臣
に対しても責任上の御所見を伺つた
のであります、外務大臣の今までの
お答えでは私は殆んど要領を得ませ
ん。いすれ改めて機会を得て更に質問
をいたしたいと思います。

若干考え方違ひをいたしておりまして、ただこの問題は只今まで話合いが行なわれておるようである。それで私が申上をあげましたことは、詰合いか行われておるようである、その形は何と言いましてあるか、一種の私法上の契約のような形になるのではないだらうか、重ねて更に質問がございまして、これは無償になりますが、有償か、こういう質問がございましてなつたので、恐らく有償ではないかと、こういうことを申上げたのであります。それがちよつとほかの問題と私が外疊で当局で調べたことが混線しておりますが、こうしたことになつたのであります。ですが、先ほど大臣からいろいろ申上げられましたことが正しいことであります。衆議院において更に質問があれば私はさよう直したいと考えております。

次に松原委員のことに関連して外大臣にお尋ねしますが、政府は国防の増強ということについて努力するのか、やらないのか、そこを一つ明瞭にして頂きたく思います。これは国際的の意義の問題だと私は思いますから、一つ明確に御答弁を願いたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 無論この約に書いてあるくらいですからやる必要があります。やるのであります。現在は経済上その他の関係があつてなかなかできない。そこでいつやるかと云うことは書いてないのであります。いろいろの事情が許すときにはやりなされども、それはいつになるのか、まだ将来のことですが、やるという決心はいたしております。

○成瀬艦長君 あなたはその決心云々ということですが、そういう約束をされたこと、又憲法の解釈と又根本か見て事面倒になるわけですが、どう私はこういうような点に非常に誤謬があるのか、疑惑をもつのようなものが出で来るのじやないかと思いますが、もう少し、今やらないのだ、併し将来はやるのだという点であります、将来某がしおやりになるならば、憲法は少くとも私は改正をしなければならないと申いますが、その点についてははどういうふうによろしくお考えになりますか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは将来のことでありまして、どういうふうにやるかにつきまして國民の意向も無論確かめなければなりません。國民の大半多数が憲法を改正してやると言えば、やらざるを得ないでありますしよが、

○成瀬暢治君　これは議論になりますから……。あなたは国民云々とおつりやるが、私は政府の態度と申しますが、そういうものを聞いておるわけですが、この点はやめまして、次に外の侵入を防ぐために戦うというようことを盛んに……、まあこの保安庁問題につきまして、大橋さんも、そちら吉田総理大臣の答弁にもありますたですが、少くとも現下の情勢下にましまして、外敵が侵入して来た、そして防ぐために戦うとの是非別といたしまして、私は現状下におましても、少くとも駐留軍との共同活動をとらなければならぬようになります。その場合にこの正されますところの保安庁の指揮命令系統と申しますか、駐留軍との関係におけるその指揮命令系統については、どうなるのかという点を一つ御説明願いたいと思います。

委員会がございますですね。大体そこにおいて種々協議されて、そして結論が出されると、こういうふうに解釈してよろしうございますか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは当時、外務委員会でありますから、御存知ないかも知れませんが、非常に詳細に研究されまして、遠記録に載つております。合同委員会は主として施設及び区域の問題その他両国間のいろいろの協定を要する問題についての協定をいたしておりますて、万一非常事態が起つたような場合の話合いは、それは当該両国政府間でやるというふうに行政協定で書いてあります。

○上條愛一君 時間がありませんので、簡単に関連質問を申上げたいのですが、最初に海上保安庁の政府委員をお尋ねいたしますが、千五百トン級の船十隻、二百五十トン級の五十隻の船うち、只今横須賀に受取つておられる船の数は幾隻ありますか。

○政府委員(柳澤米吉君) 現在まだ何らの具体的の取極めができておりません。受取つておる船舶はございません。ただ我々のほうといたしましては、貸與されるだらうと思われる船舶が横須賀の軍港に、大きな船舶、大体二隻、それから小さい船舶が二隻繋いであります。これを基本にいたしまして訓練を始めておりますが、この訓練の間々にこれを実地に見せて行くというわけでございます。

○上條愛一君 この前海上保安庁の設置法が出来ましたときに、我々は保安庁の設置の問題がすでに新聞紙上等にありましたので、若し保安庁という機構の設置が提出されるならば、海上保安隊の問題もこの保安庁の性格等と睨み

合せて考慮したいということを我々主張いたしましたときには、政府当局の主張いたしましたことは、なぜ海上警備隊の設置を急ぐかというと、すでに五百トン級十隻、二百五十トン級五十隻を借りるということが既定しておるのみならず、すでに船が到着するだからして、これは七月一日以後の保安の設置法とは時間的でない。だから早急にこれは、海上警備隊の問題は決定してもらわなければならんといふことを極力主張されたのであります。まだ船は一隻も届いておらんといふ現状でありますか。

○大府委員(柳澤米吉君) 先ほどお話を申上げた通り、現在大型船二隻、小

い船が二隻、これを我々のほうで横須賀にありますものを使用させておると

いう程度であります。受取るのはまだ正式には受取つております。

○上議員一君 そうすると、それは仮に借りておるという状態ですか。

○政府委員(柳澤米吉君) まだときどき使わしてもらつておるという程度、現在早急に借入んでも、何とか使用できるような方法をとりたいと考えておられます。

○上議員一君 それでは、前国会における我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安の海上警備隊の問題は焦眉の急である

合せて考慮したいということを我々主張いたしましたときには、政府当局の主張いたしましたことは、なぜ海上警備隊の設置を急ぐかというと、すでに五百トン級十隻、二百五十トン級五十隻を借りるということが既定しておるのみならず、すでに船が到着するだからして、これは七月一日以後の保安の設置法とは時間的でない。だから早急にこれは、海上警備隊の問題は決定してもらわなければならんといふことを極力主張されたのであります。まだ船は一隻も届いておらんといふ現状でありますか。

○大府委員(柳澤米吉君) 先ほどお話を申上げた通り、現在大型船二隻、小

い船が二隻、これを我々のほうで横須賀にありますものを使用させておると

いう程度であります。受取るのはまだ正式には受取つております。

○上議員一君 そうすると、それは仮に借りておるという状態ですか。

○政府委員(柳澤米吉君) まだときどき使わしてもらつておるという程度、現在早急に借入んでも、何とか使用できるような方法をとりたいと考えておられます。

○上議員一君 それでは、前国会における我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○政府委員(柳澤米吉君) 第一の先般

申上げました海上保安法一部改正のときに申上げました計画が、逐次遅れ

て来ておるといふことはたしかであります。当時において、船舶が相当早く

こちらに到着する予定であつたので

す。併しこれはどういう事情か知りま

せんですが、こちらの法律の施行その他の他を御承知の通り今回やりまして近

く入つて来るわけであります。なお現在まで

を陸上においてなお訓練するといふよ

うな状態になつております。従いまし

て船舶が来て、契約ができますれば、

逐次乗り得るような態勢になつております。従いまして先般の法を我々通し

て頂きました直後募集いたしました

これを訓練して乗せるという態勢を努めておるわけであります。なお現在ま

りますが、現在まだ契約はしておりませ

ん。

○上議員一君 次に承わりたいのは、

すでにこの前の海上保安庁の設置の場

合に、千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もう明瞭に借受けする

ことが確定しておつて、すでに

船は到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○政府委員(柳澤米吉君) この問題に

関しましては、我々のほうの当局といつましてもは、船舶の問題につきまし

ては、先般予算の御審議を頂きました

ときには、大体千五百トン級十隻、二百

五十トンから三百トン級が五十隻、こ

れは大体向うの了解を得られたと考え

まして、予算審議において確定して頂

いたのであります。これに伴いまして、直ちにこれに対する乗員の準備、

それから受取方の手配をしなくちゃならぬということでアメリカ側と折衝

をしており、こちら側の法案通過と共に直ちに募集をいたしました、第一期

約三千というものを募集しておるわけ

であります。御承知の通りに予算審議

のところ、今の政府当局の御答弁によ

りお話し申しますと、すでに十隻と五十隻は日本政府

において借入れるものとして決定され

ております。従いまして大蔵大臣等とは

五百トン級十隻二百五十トン級五十

隻という問題は大体そのあれで載つて

おります。従いまして大蔵大臣に承わりた

いと了解しております。

○上議員一君 そういたしますと、

すでに二隻ずつ日本において横須賀に

おいて使つておられる。使つておられ

る場合に、これは沈没しないとは誰も

保しがたいのですが、万一そのような

場合にはどういうお考えであるか。

○上議員一君 私はまだな

いと了解しております。

○上議員一君 そういたしますと、

すでに二隻ずつ日本において横須賀に

おいて使つておられる。使つておられ

る場合に、これは沈没しないとは誰も

保しがたいのですが、万一そのような

場合にはどういうお考えであるか。

○上議員一君 私はまだな

いと了解しております。

○上議員一君 そういたしますと、

すでに二隻ずつ日本において横須賀に

おいて使つておられる。使つておられ

る場合に、これは沈没しないとは誰も

保しがたいのですが、万一そのような

場合にはどういうお考えであるか。

○上議員一君 私はまだな

いと了解しております。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかった。す

でに千五百トン級十隻と、二百五十

トン級五十隻は、もはや確定しておる。もう到着しつつある。だから海上保安

の海上警備隊の問題は焦眉の急である

といふことを承わります。

○上議員一君 それでは、前国会にお

ける我が承認の言明と

考えるので、我々はそういうことにならし、この前の国会において海上保安

府の設置法が出来ましたときに、そのよ

になりましたときにおける政府の答弁と今日の答弁と甚だ食い違つておることは我々遺憾です。と申しますのは、我々は前国会においてはすでに契約済みであつて十隻と五十隻は借りることに決定してそれが今日到着しつつある。だからしてこれは待てないのだ、時期が待てないのだと、こう言明されたのは、私どもはすでに前国会のときににおいて十隻と五十隻の船を借り入れるという契約は日本の政府とアメリカ政府との間において取り行われた上に、而も船は今到着しつつある。そういう焦眉の急に迫られたということで我々は海上保安庁の設置を承認しておる。我々はそのときに、海上保安庁の問題はされることながら、すでに次の段階として保安庁設置の問題をしばく新聞紙上等において宣伝せられておる。そういう意図があるならば我々は保安庁の性格を知つた上で海上保安庁の問題を討議したいということを極力主張いたしましたにかかわらず、政府は私の今申し上げたような理由によつて海上保安庁の設置法を急がれたわけです。この点は前国会において政府当局が言明されたことと今日の実情において非常な違ひがあるといふことは私は甚だ遺憾であるということを申上げて、私の質問を終ります。

○三好始君 私は質疑したい問題がまだあります。
○委員長(河井彌八君) とにかく三時まで休憩します。
午後一時二十九分休憩
午後三時四十三分開会
○委員長(河井彌八君) 休憩前に引続き内閣委員会を開会いたします。問題は休憩前と同じものであります。即ち保安庁法案、海上公安局法案、及び調達庁設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたしましてなお質疑を続行いたします。
○波多野鼎君 さつきの調達庁の問題で質問いたしましたが、連合軍のうち英豪軍の日本の駐留についての法的根拠、そういうものがいろいろ問題がありますが、調達庁のほうで英豪軍の日本駐留についてはいろいろ又問題があるのでけれども、差当たり調達庁設置法案を審議する今の場合ですから、これに関連して質問いたしますが、午前中の外務大臣の御答弁によると、英豪軍の吳その他における調達について、日本は、日本の調達庁は彼らの残務整理に関するのみ関與しておる、その他の点については関與しておるかどうか、たあいまいな御答弁をしておられました。調達庁のほうからこの点について一つはつきり答弁をこの際お願ひしたい。
○政府委員(辻村義知君) 英豪軍の調達に関して調達庁が関係しておるかどうかというお尋ねでございますが、今お話をのように占領中に連合国軍のために調達をいたしました事務の残務が今まで相当残つておりますので、英豪

軍に關係いたしましてもこれからは任務がなお相當あると存じます。英蘭軍の新しい調達につきましては、設置監視の建前といたしましては、條約に基いて駐留する外國軍隊のための調達を日本政府が引受けることになります場合に限つて、調達所がこれを所掌することに相成りますので、只今のところは英蘭軍のために調達をする根據がなきわけでござりますから、権限としてございませんので、はつきりしたことをお聞きは、あり得ないわけでございます。

事実上調達に協力しておるかどうかを、という問題につきましては、実は只今のところまとまつた調査をいたしてございませんので、はつきりしたことをお聞きは御返事いたしかねる次第でござりますが、従来占領期間中におきましては、わゆる特需につきましては、調達所にはあります。これに對しては關係する建前にはないなかつたのでございますが、事務官の上業者の選定或いは核算等に協力を要請されたされますと、これを拒否するところが實際上困難であり、或いは或る程度協力するのが常識的でありますよろしくな場合には事実上協力いたしておりました事例がござりますので、今なおそういう事例が絶無であるということは、実は申上げかねますわけでござりますが、これに関しましてまとまつた調査ができるおりませんので、はつきりはついたことは申上げかねる実情でござります。

○波多野鼎君 役務の問題はどうですか。

○政府委員(辻村義知君) サービスにつきましても從来は只今申上げましたようなことが事實上ありました。現在の実情につきましてはやはりはついたことは申上げかねる実情でございません。

○波多野鼎君 どうも甚だ不明確な
弁ですね、つかまえどころがなく
我々どう判断していいかわからな
それじや至急電報でも打つて調べて
事して下さい。でなかつたら審議の
ようあります。

それから條約に基いて駐留する外
軍隊に物及び役務の調達をやるとい
機関が調達庁だと、これは第三條に
定しておる通りなんですが、ところ
先ほど午前中の話では、外務大臣のな
弁では、吉田・アチソン交換文書とし
ものは広い意味の條約である、このじ
約に基いて英露軍は日本に駐留する
なんといいますか資格を持つておる
だというふうな答弁をしておりまし
が、この点は二度愈々押して聞きま
たところ、やはり書簡というものは結
約だということをはつきり答弁いた
ております。そういたしますと、
達庁設置法改正案の第三條の「條約
基いて日本國に駐留する外國軍隊」、
いうものの中には英露軍も含まれる
ではないか、そういう政府の解釈を
れば含まれるのじやないかと思われ
のですが、どうですか。

○波多野縣君 役務の問題について間接調達といふ方針がアメリカ駐留軍の中にはきまつておる。そこでこれで外務大臣の答弁の中にあつたことが、アメリカ駐留軍と英艦軍と差別同じくに扱うわけにも行くまい、大体同じくに扱つて行くというような方針である。してみますと、アメリカ駐留軍に対する調達は間接調達で、日本本邦が中に入つて調達するという方式だから、英艦軍に対してもやはりそれがどうしたことには只今なつていなか、政府の解釈からいえば、これはうですか。

○政府委員(辻村義知君) 米国駐留軍の役務關係の調達もやはり米国軍が接調達いたしておりまして、間接調達のことは言つてゐるのです。午前中のあれでも、外務大臣の答弁でもその点はつきり言つてるのですよ。

○波多野縣君 私は或いは役務と仰せになりました言葉を取違えたのかと思いますが、労務の調達という意味でござりますと、お詫の通りれは間接調達をしておるのであります。

○波多野縣君 それはこういうことんだ。つまり個人の家に雇つておる中とか下男とかそういうものではなうだ、労働組合なんか作つておる進軍労働組合、そういうものはこれは接調達でしよう。そうだとすると英

軍のそういう業務についても間接調達が、どうですか。

○政府委員(辻村義知君) 只今お話のような大前提があります場合には、お話を通りこれも間接調達になる筋合はないかと思います。

約に基いて日本国に駐留する外國軍隊」というのは英蒙軍も入るのですよ。」

○政府委員(辻村義知君) 先ほどの外務大臣のお話でありますと入るという結論になると思いますが、併しそういたしました場合でも現実の調達は労務部以外はやつておりませんので、そのた

めに非常に事務分量が我々の予想と違つて来たということはないと思いま

す。

○波多野鼎君 それは英蒙軍は入るとい

りますよ。それで今度の改正法律案の中の第五條、総務部、不動産部、労務部これらは英蒙軍のものしかない、その仕事しかやらない。

○政府委員(辻村義知君) 只今の御指摘の点はお話を通りでございます。

○波多野鼎君 そうでしよう。だから僕の言いたいのは、英蒙軍も入ると言つながら、今度作る総務部、不動産部、労務部、これらは英蒙軍に対する仕事はやらないのだ。

○國務大臣(野田卯一君) 先ほどの私の記憶ですと、先ほど外務大臣が言われたのは、アチソン書簡、あれが條約と言えるかと言つたら、広義の條約と言えるだらう、こういうことを言わ

どなんですか。

○波多野鼎君 それは吉田・アチソン交換文書、これは條約だと、だから国会の審議を求めたと、こう言つたので

す。それならなぜ、行政協定も広義の條約なんだから国会の審議を求めなかつたかと言つたら、あれは日米安全保

障條約第三條によるものだから求めなかつた、これは明確ですよ。今朝の外務大臣の答弁では、第三條第一号によつて来たといふことはないと思いま

す。

○國務大臣(野田卯一君) 條約に基いて入り得るか、實際そのものをやるかどうかといふことは別途のあれできま

すが、それが、(笑)こういうことなん

です。それで外務大臣はできれば連合軍側と

日米間の行政協定のようないいきなり

作りたいと言つていたのです。そういう準備を進めておりますということを

答えておつたのです。それは間違いないのです。

○國務大臣(野田卯一君) それができました。これからお話を通りでござります。

○波多野鼎君 丁度今朝意見長官もお

下さったのです。

○栗栖赳夫君 実際扱つておる。それ

まるまでは、これも調達厅は取扱わな

い、こういう解釈のようになつておられるのである。それで、私は調達厅の解釈を開いたのですが、

○栗栖赳夫君 実際扱つておる。それ

まるまでは、これも調達厅は取扱わな

い、こういう解釈のようになつておられるのである。それで、私は調達厅の解釈を開いたのですが、

な一遍統一的にやつて下さい。そしたらこれがもう私本当に言いたいのだ。の契約かということを考えてみると、所の土地を借りるという問題と共通の問題と思つておりますから、そのおのの所管といふものは別にきめ得るものがあるというふうに考えておるわけあります。

○栗栖赳夫君 今の問題がそこで二つに割れるわけですが、金額が非常に大きくて国家の負担その他の点においては、これが第二としてお尋ねします。

○政府委員(佐藤達夫君) 午前中お話を始めました今後船を借りる場合の問題です。

○栗栖赳夫君 これが正式の一つの契約ということになると、それが正規の一つの契約ということになります。それが、国と国との約束といふことになります。

○栗栖赳夫君 そういたしますと、ど

うおもて下さり。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○栗栖赳夫君 一度今朝意見長官もお

思ひます。これが、如何でござりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) その点は私

は外務大臣の所管でなければならんと

思ひます。これが、如何でござりますか。

○栗栖赳夫君 一度今朝意見長官もお

思ひます。これが、如何でござりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) その点は私

は外務大臣の所管でなければならんと

思ひます。これが、如何でござりますか。

○栗栖赳夫君 一度今朝意見長官もお

思ひます。これが、如何でござりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) さようでござります。

今申しました例えは農林省の出先の役所の土地を借りるという問題と共通の問題と思つておりますから、そのおのの所管といふものは別にきめ得るものであるというふうに考えておるわけあります。

○栗栖赳夫君 今の問題がそこで二つに割れるわけですが、金額が非常に大きくて国家の負担その他の点においては、これが第二としてお尋ねします。

○政府委員(佐藤達夫君) これはこの海上公安局法の九條の武器の装備という言葉の中に入りますか、どこの権限と認められておられますか。

○栗栖赳夫君 そうするとどこどこの契約かということを考えてみると、

所の土地を借りるという問題と共通の問題と思つておりますから、そのおのの所管といふものは別にきめ得るものであるというふうに考えておるわけあります。

○栗栖赳夫君 今の問題がそこで二つに割れるわけですが、金額が非常に大きくて国家の負担その他の点においては、これが第二としてお尋ねします。

○政府委員(佐藤達夫君) それは今度の出ている法案じや九條じやないかと思ひます。

○栗栖赳夫君 これが私法上の契約とされども、これが私法上の契約として認められて長く審議がかかるとまち／＼であつて、長く審議がかかるといふことはよくないと思ひますので、私はまとめてちよつとお尋ねしたいと思います。

○栗栖赳夫君 これが私法上の契約と本質的には考えられなければならない

思ひます。それが、如何でござりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 今お言葉に

思ひます。これが、如何でござりますか。

○栗栖赳夫君 これが私法上の契約と本質的には考えられなければならない

思ひます。それが、如何でござりますか。

○栗栖赳夫君 これが私法上の契約と本質的には考えられなければならない

思ひます。それが、如何でござりますか。

○栗栖赳夫君 これが私法上の契約と本質的には考えられなければならない

思ひます。それが、如何でござりますか。

○栗栖赳夫君 これが私法上の契約と本質的には考えられなければならない

思ひます。それが、如何でござりますか。

○栗栖赳夫君 これが私法上の契約と本質的には考えられなければならない

思ひます。

大きな金額でありますか、大体借用貸借、つまり有償の場合は勿論ですが、無償の場合でも使用貸借としますと返還の義務とか或いは損害賠償の義務とか、注意、保管の義務。こういうものを負うわけでありますからむしろ債務を負うわけであります。そこで憲法の八十五條の「國が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」こういう條文があるわけであります。が、これは單に損害が起きたときとか或いは金錢的支出が必要であった場合に予算を計上して、国会の承認を得ればいいという問題じやないと思うのですが、八十五條の關係を國際約束のときは勿論であります、私的約束としてこれが八十五條の点を除け得るかどうかというような点について御意見承わりたいと思います。

あるという答えをしておられます。従いましてその纏粹の無償貸借という面においては、私は理窟の問題としては、八十五條の予想している問題ではないだろうと思うわけであります。ただそれについて、今は理窟の問題としては、どうも伴いまして、今のお話に出ましたように、では若しもそれを壞した場合には損害賠償の問題が起るだろう、或いは原状回復の問題も考えられると思ひます。こういうことはいわば何と申しますか、そういうことから来る法定債務的のもので、これも民法の一體原則から來るものでございしよう。それをここにあらかじめ予想されるからといつて、債務とは憲法は考えていないのじやないかといふうに一応考えております。従いまして今までのこれは外國との関係はよく存じませんが、憲法ができましたあと國が公会堂を一時使用された、これは有償無償もございまますが、有償の場合は勿論財政法の問題になりますが、特にそういう損害を生じ得べきことを理由として国会の御承認を求めたことはないわけであります。

わけであります。大きな負担、日本の予算がすつ飛んでしまうような予算のものを必要とするような約束をするということは、單なる字句その他から見れば……、長官が字句その他から意見を述べておられるという意味じやありませんけれども、國の存亡にもかかわることでありますから承認を求むべきものである、こう解釈したいと思いますが、これは私の意見にもなりますので、その点はこのままにしておきたいと思います。

今申しましたように今朝からの質問を開きますと、政府の御意見が、この部局を預つておられるかたによつていろいろ意見が達つておるようでございましたけれども、今長官の大体御意見によりまして、この法の権限その他が、或いは契約は國と國との約束になるのだ、私的約束になるのだ、それは政治的に見てどちらがいいのか、こういうような問題のありかがはつきりしたと思いますので、私は質問をこれで終えたいと思います。

○三好始君 法制意見長官は、憲法八十五條の問題で、無償であれば必ずしもこれに該当しないというような立場をとられておるようでありますけれども、これに対し十分な根拠をもつて異論があり得る、ということは、今栗栖氏の申した通りであると思ひます。

ところで仮に無償であるということとで全然法の拘束を受けないかどうかと、いうことで、財政法十條との関係をどういうふうにお考えになつてあるか承わりたいのであります。財政法第十條によりますと「國の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にその全部又は一部を負担させるには、

○政府委員(佐藤達夫君) これは国が規定をしてあります。が、これとの関係はどういうふうにお考えになつておりますか。

○好始君 武器貸與の問題は、仮にアメリカから無償で借りるといふ場合、政府の説明によれば、国内治安維持という國のために必要な武器の装備なりの費用について、日本の國以外のアメリカといふ他の者に費用を全部負担してもらはう、こういうことは。

○政府委員(佐藤達夫君) 十條の趣旨は國內の立法で、「法律に基かなければならぬ」というのは、國內の国民にしか法律の拘束力はございませんんで、から、そういう点から申しましても、日本の國権の及ばないものを十條は言つておらないわけであります。

○好始君 政府の方針としてきめておるかどうかわかりませんが、佐藤長官は私法上の契約ということで説明せられておるわけですが、そういう場合にも全然十條は適用を受けないという御見解なんでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今御指摘の十條とは全然関係はないことだと考えております。

○好始君 それでは会計法第十一條のような場合はどういうことになりますか。「契約等は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」これも國內関係だけですか。

○政府委員(林修三君) 徒来は「契約

○政府委員(林修三君) その船の運航費でありますとか或いはそういうものは船を借りた結果に基くところの費用でございまして、それは契約自体が費用ではないわけであります。そういふ費用は支出の負担を伴わない、契約自身が支出の負担を伴わないということは間違いないのではないか。そういうものを借りた結果においてそれを運航するために或いは別の費用が必要かもわかりません。それはそれとして支出負担行為をする、乗組員の費用を拂うなり、船舶の石炭費とか、或いは油の費用とかそういうような問題は別の問題であろうと思うのですが、契約それ自身の支出負担行為ということではなからうと思うのです。

○三好始君 修理費にいたしても、運航費にしましても貸與協定なり貸與契約に伴う支出負担であることについて

用とかそういうふうに考えております。○三好始君 財政法第三十四條によりまして「各省各庁の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基づいて」大蔵大臣の定める機関に従いに、支出の所要額及び國の支出の原因となるべき契約その他の行為の所要額を定め、支拂又は契約等の計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。こういう規定がありますが、これに基いての手続はなされておりますか。

○政府委員(林修三君) 先ほど申上げましたように支出負担行為でありますと、それは海上保険行為として支出負担行為の計画なり場合、例えば油を買う費用でありますとか、乗組員の給與でありますとかそういうものについては、それは支出負担行為として見れば支出があるといふことはこれはもう明らかな事実だと思ひます。そういう場合に十一條から考へて「法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」という解釈は当然になされ得ると思うのですが、この点を長官からはつきり承わりたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) それは申します。

○政府委員(江口見豊監督君) 同様でござります。

○三好始君 佐藤長官の御意見によりますと、艦艇の貸與を受けたり或いは警備予備隊が銃砲等の貸與を受ける場合、私法上の契約として憲法八十五條の規定からいつても、或いは財政法、会計法によるところに従い、これが私は今の最後の規定からいつても、国会の承認は必ずしも必要がない、こういう立場の上に承わつておるのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 憲法の法律解釈の理論上の問題といったしまして

よるのであるということになさると又重大なる問題が起きて来ると思ひます

○政府委員(佐藤達夫君) それは海上保険行為としておられますか

○政府委員(柳澤米吉君) その点につきましては我々は、契約が私的になるか公的になるかまだこれから問題

で、若し私的になりました場合におきになければまだとつておられんとございましようし、七月以後そういう計画

があれば、或いは現在大蔵大臣の承認をおとりになる手続をやつておられることがあります。

○栗栖赳夫君 私は長官とたいがい意見が一致するのですが、こんな大きなかなり専門的な問題になりますが、例

局これは余り専門的になりますが、例

ういうことになりますか今後決定せら

れると思うのであります。勿論海上保安庁の職員も関與して進めておる思

います。その協議の結果どう

うつもりでおるわけであります。

○栗栖赳夫君 大臣も同様と解釈して

よろしくございます。

○國務大臣(村上義一君) すでにお聞

きましては我々は、契約が私的になるか公的になるかまだこれから問題

で、若し私的になりました場合におきになければまだとつておられんとございましようし、七月以後そういう計画

があれば、或いは現在大蔵大臣の承認をおとりになる手続をやつておられることがあります。

○栗栖赳夫君 私は長官とたいがい意見が一致するのですが、こんな大きなかなり専門的な問題になりますが、例

局これは余り専門的になりますが、例

ういうことになりますか今後決定せら

れると思うのであります。勿論海上保安庁の職員も関與して進めておる思

います。その協議の結果どう

うつもりでおるわけであります。

○栗栖赳夫君 大臣も同様と解釈して

よろしくございます。

○三好始君 今この問題は相当重要な問題だと思うのです。外務大臣は最初松原委員の質疑に対しては、知らん、全然関知しないという答弁をしてお

て、それから今度は上條委員の質疑に對しては確かに闇議で話が出たとい

ことに変つて来て、今運輸大臣の答弁によりますとむしろ外務省のほう

が中心になつて話が進められている

○政府委員(佐藤達夫君) 結局大蔵大臣に対する必

要な経費なり支出についての財政法上通りと考へております。

○三好始君 そういうことになります

と、何を信用していいかさっぱりわからないのであります。これは外務大臣にも出て頂いて問題を明らかにしなければいけないと思います。

○國務大臣(村上義一君) もうと私は誤解をいたしておりまして、この誤解というよりむしろ詳しく述べなかつたと申上げるほうが適當だと思うのであります。今實際は海上保安庁の関係當局がその交渉をしておるという話であります。

○松原一彦君 これは容易ならんことです。というのは海上保安庁の長官は運輸大臣の許可を得てやつたところではお答えなんです。許可せられたのは運輸大臣である、外務大臣は知らん、關係なし、ただ閣議の席で話が出たよう思ふ、こうしたことなんです。運輸大臣がそれを許しになつたのは一體どういう権限ですか。

○國務大臣(村上義一君) 今閣議といふお話をありました。これは私の就任前に最初の話は運輸大臣、大蔵大臣、外務大臣との間に協議がありました。その就任前のこととはしか聞いてなかつたのは予算閣議において正式にかかつたのであると私は考えております。その就任前のこととはしかわかりませんが、閣議に正式に私の就任前にかかつたとは聞いておりません。で就任後引続いて予算閣議で正式にかかつた。で予算閣議におきましては先刻もお話を出ておりましたが、消耗品であるとかいはその乗組員でありますとか、これは六千三十八人であります。その人件費、こういつたものが予算として計上されて閣議に承認を求めたということであります。で海上保安庁において只今話をしている、

これはもとより根本方針は運輸大臣としないつもりでおつたのですけれども

○松原一彦君 私はもうこの質問はしませんが、今實際は海上保安庁の関係當局がその交渉をしておるという話であります。

○松原一彦君 これは容易ならんことあります。それは海上保安庁の長官は運輸大臣の許可を得てやつたところではお答えなんです。許可せられたのは運輸大臣である、外務大臣は知らん、關係なし、ただ閣議の席で話が出たよう思ふ、こうしたことなんです。運輸大臣がそれを許しになつたのは一體どういう権限ですか。

○國務大臣(村上義一君) 今閣議といふお話をありました。これは私の就任前に最初の話は運輸大臣、大蔵大臣、外務大臣との間に協議がありました。その就任前のこととはしか聞いてなかつたのは予算閣議において正式にかかつたのであると私は考えております。その就任前のこととはしかわかりませんが、閣議に正式に私の就任前にかかつたとは聞いておりません。で就任後引続いて予算閣議で正式にかかつた。で予算閣議におきましては先刻もお話を出ておりましたが、消耗品であるとかいはその乗組員でありますとか、これは六千三十八人であります。その人件費、こういつたものが予算として計上されて閣議に承認を求めたということであります。で海上保安庁において只今話をしている、

これはもとより根本方針は運輸大臣としないつもりでおつたのです。

○松原一彦君 それで海上保安庁において教養をいたしましたが、この日本の武装と言葉が過ぎるかも知れませんが、武器の借受という問題は、日本の治安の上からも将

來の国防の上からも実際に重大な問題だと思ふのです。ありますから国民も將來得し国会も十二分に知つた上で行わ

れたいということの私は希望を持つて

いるものであります。

○松原一彦君 それで先般来しきりにお尋ねしてい

るのであります。只今のところでは

大型二艘、小型三艘が横須賀に着いて

おるのは海上保安庁の私的交渉である

から、海上保安庁の権限で以て借受け

ることになる根拠は私はないと思う。

そこでお尋ねの結果によりますとい

うと、運輸大臣の許しを得てのこれは行

動である、こういうことなんです。そ

こで只今のところでは先方では軍事委

員会によつて先議せられております。そ

れで申してお尋ねの結果によりますとい

故に、こういう問題に最も深い知識を持つておらんと思います。今朝も申し

ました通り、閣議の了承は得ている、外務省の当局の意見も聞いてやつてい

ますけれども、運輸大臣はあなたは

進んでおるというのが現状であります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私は食い違つておらんと思います。今朝も申し

ました通り、閣議の了承は得ている、外務省の当局の意見も聞いてやつてい

ますけれども、運輸大臣はあなたは

進んでおるというのが現状であります。

ういう機会にはつきりとしておいて頂いて、今度できます保安庁がそういうような、如何にも言葉はききないけれどもが闇取引とかいつたようなことでないよう、いやしくも国の治安を取り国防を全うしようというこのスタートなんですから、ここで法律関係も憲法との関係も明らかにして、そうしてその部隊の人々も気持よく日の丸の旗の下で飾かれるように我々は認めてあげるようになればならん義務があると思うのです。その意味で私は先般来重ねてお尋ね申しているのですが、どうも私どもにはこの皆様方のお答えには相當に無理があり、そして又アメリカとの取引の上においても、何だから見ると從属国扱いにせられるようあります。この武器の貸與がなぜかようにはつきりせないので、どうして國と國との間に平等の独立国が弱くとも平等の独立國の立場になつて、國と國との間に平等の独立国と今なつて、たとえちらは國力がこれと交渉の形式を運輸大臣の側で研究しておるといふまだ段階ではななるか、交渉の形態を運輸大臣の側で見は聞いておられるかも知れません。けれども具体的になりますれば、当然のところではここに運輸大臣と私がおどります。そこまでの段階に来ておらんのであります。そら御了解願います。

○國務大臣(岡崎勝男君) 先ず先ほどの閣議の問題であります、私もすべての閣議の決定を記憶しているわけではありませんので、あれから帰つて調べましたから今そろ申しました、先ほどは記憶がたしかでないからであつたと思つけれども、念のために調べてみましたが、これは何と申しましても

それからこういう問題につきましては、これは日本だけの都合ではないのではありません、いやしくも國の治安を取り国防を全うしようというこのスタートなんですから、ここで法律関係も憲法との関係も明らかにして、そうしてその部隊の人々も気持よく日の丸の旗の下で飾かれるようになればならん義務があると思うのです。その意味で私は先般来重ねてお尋ね申しているのですが、どうも私どもにはこの皆様方のお答えには相当に無理があり、そして又アメリカとの取引の上においても、何だから見ると從属国扱いにせられるようあります。この武器の貸與がなぜかようにはつきりせないので、どうして國と國との間に平等の独立国が弱くとも平等の独立國の立場になつて、國と國との間に平等の独立国と今なつて、たとえちらは國力がこれと交渉の形態を運輸大臣の側で研究しておるといふまだ段階ではななるか、交渉の形態を運輸大臣の側で見は聞いておられるかも知れません。けれども具体的になりますれば、当然のところではここに運輸大臣と私がおどります。そこまでの段階に来ておらんのであります。そら御了解願います。

○國務大臣(岡崎勝男君) 先ず先ほどお尋ねされた件であります。それは海上警備隊を保安隊若手の意見であります。外務省の専門家の意見は聞いておられるかも知れません。けれども具体的になりますれば、当然の手続だと考えております。丁度警察予備隊の関係を担当しているのが大橋大臣であると同時に、こういう主管大臣で交渉せられて、その上で開議なり、或いはその前に外務大臣の意見を聞く、これは私はおつしやる通りであります。併し今回の武器貸與は、武器と申しますか、予備隊のほうの武器とか、或いは海上保安庁の船の問題がこれはありますようですが、これはヴァンデンバーグ決議案でなければアメリカは貸せないというのでもないと思うので、その間の法律の三大臣もおいでになりますしほかに意見もはつきりわかります。こういう順序になるわけであります。

○松原一彦君 警察予備隊を保安隊若手の意見であります。海上警備隊としなければならないと思いますけれども、仮にもそういう理由もそこにあるのではないです。これは予算だけで、つまり過年度予算と同じように今後も、一年度じやない二十八年度も二十九年度もつと続くだろうと思う。そらすれば日本政府も無償の場合であつても運用の面に

事実はそれに違いないのです。而もそれは武器です。その取引が運輸大臣の名によつて行われるといったようなことでも私は不思議に堪えないのです。されども、併しヴァンデンバーグの決議にすれば、日本のよだんな警察隊だけしか持つておらんには武器は貸されないのが本当ではないのです。

○國務大臣(岡崎勝男君) いろ／＼お話をした借りたという場合もあります。併しその現実の問題につきましては、まだ運輸大臣のほうで話合を進めています。併し、どういう形式にするかといふことの話合が運輸大臣と先方の間でまだできまつておりますから、徒づ恐らく当然外務大臣にも御相談があつて、これによつて今度は國際關係なり日本の国内法なりで適當な措置を講ずるのは当然であります。私の了解するところではここに運輸大臣と私がおどります。そこまでの段階に来ておらんのであります。そら御了解願います。

○松原一彦君 いや、私はもうこれからは質疑いたしませんが、今度は大橋國務大臣によつてお答えを頂きます。丁度警察予備隊の関係を担当しているのが大橋大臣であると同時に、こういう主管大臣で交渉せられて、その上で開議なり、或いはその前に外務大臣の意見を聞く、これは私はおつしやる通りであります。併し今回の武器貸與は、武器と申しますか、予備隊のほうの武器とか、或いは海上保安庁の船の問題がこれはありますようですが、これはヴァンデンバーグ決議案でなければアメリカは貸せないというのでもないと思うので、その間の法律の三大臣もおいでになりますしほかに意見もはつきりわかります。こういう順序になるわけであります。

○栗栖赳夫君 ちよつと一つ最後に。三大臣もおいでになりますしほかに意見もはつきりわかります。こういう順序になるわけであります。

○松原一彦君 警察予備隊を保安隊若手の意見であります。海上警備隊としなければならないと思いますけれども、仮にもそういう理由もそこにあるのではないです。これは予算だけで、つまり過年度予算と同じように今後も、一年度じやない二十八年度も二十九年度もつと続くだろうと思う。そらすれば日本政

おいて治安を十分に維持し且つ訓練をし、負担にかかることが非常に多いと思いますので、丁度昔の予算外國庫の負担をそつてもらつたと同じような意味において、海上保安庁がこういう私的約束をなさるにしても相当大きな金額で、これは何千万ドルとか日本の予算にすれば大変大きな予算になることありますので、そういう場合には限度を限つてその限度内においてはいいけれども限度以上をこえるような場合には国会の承認を得るとか、あらかじめ国会の承認を得ておくとか、こういふような設置法の中に條文を入れておかれないと、私は国庫が、如何に大蔵大臣が本當の健全財政をとろうとしてもそれらようなことにもなり得ると思うのです。そういう意味合で私はそういう考え方があるということを申上げたのであります。これがこれから考究することでございますが、そういうふうな設置法の中に修正を入れた場合においては当然それに従わなければなりません。国会に承認を求める、国会に報告をするとか、こういうことにしなければならんことと思うのであります

○政府委員(佐藤達夫君) 私の先ほど申上げておりますのは、無償貸借の場合は考えておりましたので、素朴に申上げますれば、借りたものを数年後にそのまま返すだけで何もお金の問題

は全然伴わない、必然的には伴わないというつもりで申上げたのであります。でありますから、その点に関しまして、おおきに出て

おありましたような御懸念といふものはありませんから得ないと思ひます。勿論これをお償いいたしまして返すときに幾らお金を積んで返すというような約束がついておりますれば、現在財政法にありますれば、年度をこえる場合においては国会の御承認を願わなければなりません。これは財政法の建前であります。併し今までの説例は、そうではない場合を申上げてゐる。又お尋ねのようでありますからその趣旨でお答え申上げました。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて下さい。

○波多野鼎君 意見長官にちよつと聞いておきたいのですが、これは返答で

つ考えて来て、明日堂々たる意見を述べられることを希望しておきます。

にも連絡がないのかどうか。アメリカ下院の軍事委員会で艦艇貸與法が提案

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

〔速記中止〕

○波多野鼎君 それでは、この間新聞に出ておりましたが、今の軍艦の有償無償の問題ですね。何かよく覚えておりませんが、五年間借りてあと日本が買取るというような形式の話が進められているということを聞きましたが、その点どうなんですか。五年後には日本がそれを買取るという責任を負うと、いうことを聞きますが、これは誰が答弁するか、運輸大臣……。

○國務大臣(村上義一君) 今のそういう話合は今のところは何ら出ておりません。

○波多野鼎君 そういたしますと、今までの交渉の経過においては無償で借りつ放しですか。

○國務大臣(村上義一君) まだ結論が出ておりませんから明確なことは申上と、向うじや只で貸しつ放しといふことは、無償で借りるということにあるのであります。多分それが寄せられるという期待を持つております。

○波多野鼎君 アメリカの何でしたか、委員会の電報を読んでおりますと、向うじや只で貸しつ放しといふことは、無償で借りるといふことにあるが、それからは日本が買取れといふようなことが、向うで論議されておるようですが、そういう方針で向うはきまつたのじやないかと思いますが、そういう点どうですか。

○國務大臣(村上義一君) お話をありますけれども、まだ先方からもそういうふたうな意思表示は出て来ないのであります。

○波多野鼎君 意見長官にちよつと聞いておきたいのですが、これは返答で

つ考えて来て、明日堂々たる意見を述べられることを希望しておきます。

にも連絡がないのかどうか。アメリカ下院の軍事委員会で艦艇貸與法が提案

○波多野県君 意見長官にちよつと聞いておきたいのですが、これは仮定ですか、仮に軍艦を今度借りるに当つて、二年間は無償で貸す、その後には日本がこれを買取るべしというような借り方をしなければならんような場合には、これは予算上非常に大きな問題ですから、一種の国庫債務負担に類するものと私は思うが、だから先ほど栗栖さんが言われたように、保安庁のどこのかに、そういう借り方をする場合には国会の承認をあらかじめ得るべしといつたようなことをきめる必要があるのじやないですか、その場合には。

○政府委員(佐藤達夫君) それは今出ました問題で、実はちつとも頭に考えて來なかつたのであります、先ほど来お答えしたところの筋道とはこれは違う筋道で考えなければならんことであらうといふことだけを申上げておきます。

○波多野県君 ソうすると意見長官は、若しそういうような條件で借りなければならん場合には、政府が勝手にただ国会に諸らずに勝手に借りて、あとでこれだけ買入代金を拂わなければならんといつてあとで持つて來ることはいけない、一種の予算ですから、あらかじめ国会の承認を得ておかなければならんといふふうな意見だと了解してよろしくござりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) ここで即座に政府の意見なりとして私が堂々たるお答えをする勇氣と申しますか自信はございませんけれども、大体まあお話を聞いておりますと、そういう方面で考え方を尋ねるを得ないのでじやないかという気持を持つております。

○波多野県君 それじゃ明日までに

つ考えて来て、明日堂々たる意見を述べられることを希望しておきます。

にも連絡がないのかどうか。アメリカ下院の軍事委員会で艦艇貸與法が提案

つ考えて来て、明日堂々たる意見を述べられることを希望しておきます。

○三好始君 ちつと外務大臣にお伺いしたいのですが、政務次官が衆議院の外務委員会で私の的な契約の形にするとかいうような表現を使って、それを間違いたつたというようなことを述べられておるのですが、外務大臣の見解としては、日米国家間の協定という形で私的なものではなくして処理して行きたいという御見解なんですか、その点をちよつと伺つておきたい。

○国務大臣（岡崎勝男君） これはいろいろの形式がありまして、各国でやつておるものそういうような形でやつておるのがありますし、又そうでなくして国家間の協定のような形でやつておるものもあります。これにつきましては運輸大臣のほうでだん／＼具体的に話がまとまって来ますれば、それをどういう形にしたらよろしいかといふことについては私も十分研究して意見を述べたいと思つております。今のところまだ具体的に形ができるおりませんので、ちよつとどういうふうにしていいか、又日本側だけの関係でもありません、これはアメリカ側にいろ／＼の法律的な関係もあると思いますから、両方比べまして適當などころに落ち着けたいと、こう思つております。

○三好始君 午前中外務大臣の御答弁によりますと、アメリカの艦艇貸與法のことについては、何にも通知を受取つておらない、こういうようなことを申されておるのでありますが、これはアメリカ側から通知を受取つておらないという意味で申されたのだろうと私は了解いたしたのであります、日本の大使館なりその他在外公館から何

にも連絡がないのかどうか。アメリカ下院の軍事委員会で艦艇貸與法が提案

下院の軍事委員会で艦艇貸與法が提案になつてこれが可決されたということは新聞報道で伝わつてゐるようですが、そういう状況について大使館はその他の公館から何にも連絡がないのですか。或いは外務省当局としてこのことに関して報告を求めたことがないのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これにつきましては法案がかかるとかという話は無論聞いております。聞いておりますが、それはまだ日常始終詰合ふときの情報みたいなものでありますて、公式に、例えば公文を持つて来たとか、そういうような関係は全然まだございません。

○三好始君 こういう重大な問題についてアメリカの大使館のほうからも何も報告がないし、こちらからも報告を求めないということであれば、一体在外公館というは何をするために設けるのかわけがわからなくなつて来る。私は当然に何らかの連絡がすでにあつたものと今まで考えておつたのですが、そういう点についての公式の内容に亘つての報告がないということであれば、外務関係の事務の運営の仕方に非常に疑問を持つて来るという考えがするのですが、今まででもこういうことでよかつたのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) いや、私のお答えしましたのは、米国政府から連絡があつたか、通知があつたかというから、それはまだないというのであります。併しそれは大体まだそう詳し

の意見を聞かなければわかりませんけれども、一つはそういう問題も入つて九十日という規定があるのだということを申上げたのであります。

こういう場合のその他という考え方から言いましても、前に挙げたもので例をみて、それをうけた表現であるような見解をとつておるなんですが、その他という言葉は何に続いておるかと申しますと、「審議会又は協議会」として括弧をして「○諮詢的又は調査的なもの等第三條に規定する委員会以外のものと云ふ」でこゝは第三條に規定してハ

ります結果、どうしてもそれらの規定の中に入り切らないものがいろいろと出て来るのは止むを得ないところではあります。現に法務府に置かれています。検察官のごときのも、これは何であるかということになりますと非常に解釈上苦しむのでありますて、結局我々といったしましては検察官もこの八条幾闇であると、いちあらうに解

いたしましても、附屬機関としての海上公安局に更に附屬機関としての海上公安大学なり海上公安学校、海上公安訓練所と、こういうようなものが置かれるということにもなるので、非常に屋上屋を重ねるということが、無理なこういう附屬機関の擴張解釈から超つて来るのではないかと思うのですが、二つの点もう少し詳しくりしたこと

大臣（村上義一君）　御意見どう連する一環として運輸省の外局という機関があり得るのじかと思う。むしろこの軍隊的な性格めた保安庁の附屬機関にするよりほうが筋が通りはしないか。見解が成立ち得ると思ひますが臣のお考えを一つ承りたいと思

恋がたり相模周

○國務大臣(野田卯一君) それは保安
省の附屬機関であります。
○三子治君 国家行政組合去るよりま
してしまふ」不景氣と云ふと自ら行
政組織法上、どういう根拠を以て設けら
れているのか伺いたい。

る委員会とは性格が違つて、全く諮問的或いは調査的な軽い意味の審議会、協議会を指しているわけであります。それに次いで「及び試験所、研究所、文教施設、医療施設」こういうものと並べて海上公安局といふような相当専大な機構がその他に入れられていると

積いたさざるを得ないということになつております。同様に現行法の問題といたしましては、警察予備隊のごときものも第八條機関としてできておるのであります。元来でありますならば、今回の海上公安局のようなものはむろ外局の措置のほうが或いは適当でない

○政府委員(中川融君) 御承知のよろ
うに、我々といたして、八條のその他の機関といふものは、どんなものでも入れていいような意味には考えてならないのであります。尤もこれはさうき得るだけその性格は限定いたしましたが、この問題を明確にし
て説明して頂きたいと思います。

て今拜聴いたしたのであります、航海の安全といふ業務と警備救難といふ業務に二大別できることは御承知の通りであります。航海の安全といふ問題から申しますると、今お説の通りだとおもふのであります。今回現在の海上保安庁におきましては全く航海の安全と

りますが、この種の局を附属機関として設けるのは、国家行政組織法は許容しておらないと私はこういふうに思つておあります。その点行政管理庁長官としての見解を明らかにして頂きたいと思うのであります。

いうことになりますと、国家行政組織法第八條で設け得るところの附屬機関は、殆んど何でも設けられるとこういうことになりますが、余り擴張解釈にすぎると感じがするのですが、この点如何ですか。

いかとも思われるのです。が、國家行政組織法におきましては、御承知のように外局には更に外局を置くといふことが許されておらないのであります。これはこの八條のその他の機関といふことを或る程度広く解釈することによりまして、むしろ國家行政組織法自体を体系として生かして行くゆえんではないかというふうに考へてゐるわ

のようふうに考えております。御承知のように、現在警察予備隊或いは今度の保安庁の附属機関として置かれます保安隊といふようなものは、一つの隊といふやうな組織かのようなものでござります。或る意味におきまして今回設けます海上公安局もこういう意味におきましては似かよつたものである、といふふうに考えております。それから

警備救助隊といふものに二大別できる職務を行つてゐる所以であります。ただお説のような考え方もありまして、この航海の安全といふ業務の中から燈台、標識の管理維持、支水路部の仕事、これらを運輸省にとどめまして、他を新たにできます保安庁に移して海上保安局ということに相成つた次第であります。もと現在の海上保安官

して、審議会、協議会、試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。今度設けようとしたしまする海上公安局或いは現に設けられております警察予備隊、かようなものはその他の機関というところで置くことになつておるわけであります。

は海上公安局といふような問題になりますとか、いろいろここに例示的に挙つております審議会、協議会等と比べますと、非常に性格の違つたものを置くことができるということに解釈いたします結果として、御指摘のように考え方以上によりましては何でも置けるというようなふうな感じを與えることはその通りですけれども、國家行政組織法の法律を通じまして行政機関の種類といふものを非常に限定いたしております。そうしてその種類といたしましては従来旧制度の下におきましてより非常に或る意味で厳格に規定してお

○三好始君　そういたしますと、事実上国家行政組織法の体系が崩れて行くことを認める、こういうことになりはしないかと思うのであります。むしろそういうことであれば、国家行政組織法は必ずしも絶対のものでないのですから、国家行政組織法自身を再検討するなりして筋を通す必要がありはしないか。余り擴張解釈をして国家行政組織法の根本的な建前を事実において他の個々の法律で崩してしまうというようなことは、恐らく問題があるのでないか。だから今御説明の通り受取る

らその他の八條の機関としておきます。ものはできるだけ行政事務的なものを余り行わないようなものというふうに大体考えております。今回の行政機関改革の案におきましても或いは人員とか大きさという点におきましては相当な大きなものでありますても、現実といつしまして行政事務的な色彩の比較的薄いものをこの機関ということにしております。行政組織法全体としての体系は崩さないよう心がけている次第であります。

○三好始君　運輸大臣にお伺いしたいのですが、海上公安局はむしろ運輸局の

におきましても警備救難の仕事につきましては勿論海難の救済というような仕事はお説の通りだと思いますが、併し一面におきまして漁船の保護或いは密輸の取締りというような農林省関係の業務もありますし、又密入国の取締りというような外務省系統の仕事もあります。更に密貿易の取締りというような大蔵省系統の仕事もあるのであります。それへ、関係大臣の名において公布されております法令に準拠して作業をやつておるような次第であります。この米国式のコースト・ガードの建前をとつたゆえんは、実はバトロー

ルの設備、つまり船艦を幾通りにも持たんければならんのを一括して処理するという便宜主義と申しまするか、節約主義と申しまするか、設備の点から見ておる次第でありますし、そういう観点から今日新たなる海上公安局の仕事をのうちにも多分運輸省で所管すべき仕事もあるのでありますて、お説のように便宜上保安庁に移すことが便宜であるという見地から新保安庁の外局として処理するということに相成つた次第であります。

おられるわけであります。大臣としては、地方海運局も持つては今度の機構改革によつていずれ部を廢止するということになれば、課の編成替えもしなければならないだらうと思つておりますが、我々はその課の編成替えがどういうふうになるかといふこともまだ承知しておりませんので、これは極めて抽象的御質問になると、思ひますが、海運行政を機構改革のままで無論大臣としては完遂するという自信であろうと思ひますが、我々は少しこういう機構改革によつて、こういう将来重要な仕事であり、殊にこれは仕事が擴大されて行きつつあるといふことが明白な海運局が、部も廢し次長も置かず實際にこの運営が完遂されるかどうかということについては疑問が多いのですが、さうするので、こういう点については大臣において十分なる御考慮を願いたいと思います。我々もよくなお事務当局からでも、機構改革のちにおける海運局の機構について若し詳細に御説明を承る機会ができるれば、それに従つて機構改革の問題も十分な検討を加えたいと、こう考えておるのであります。質問と同時に希望を申上げておきます。

いうことを痛感いたしておるのであります。適当な課制を設けて、併しながら大体において現在の課制度が適切であると考えておるのであります。最も善を盡して国民の御期待に副いたいと考えていろいろな次第であります。

○委員長(河井綱八君) 佐藤意見長官から先刻波多野君の御質疑に対しまして答弁を留保せられたのがあります。今その説明をしようということを求められましたから佐藤長官の発言を願います。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどのお尋ねに対しましてお答えを留保いたしておりましたが、その点についてお答えを申上げたいと思います。

先ほどの御説明は、船を借りてそのまま返すときに必ず日本が買取るということを借りる際に約束をした場合に、その約束はどういう手続でやるかといふように承りつておつたのですが、それはこの財政法で申しますと、国庫債務負担行為としてそういう場合にあらかじめはつきりその契約に出でております。場合には、国会の議決を要するというふうに、財政法の適用上さようなことになると考へるわけであります。

○波多野鼎君 例えは今年八月に契約を結ぶ、その契約の内容は三年間は無償で貸與する、三年後にそのときの時価か何か一定の価格で日本が買取るという契約を今年の八月に日本はしますね。その場合に今年の八月に国会の議決を経なきやなんですか。

○政府委員(佐藤達夫君) その契約を結ぶことについて議決を要することになります。

○波多野鼎君 議決を、いや、契約を結ぶときに議決を要するのでしょ

○波多野鼎君 それじや結構です。

○國務大臣(野田卯一君) 普通そういうときにコンデショナルに契約を結ぶ場合もあるかも知らんが、財政法の解釈としては佐藤長官の答弁の通りと了承しておきます。

○補見義男君 私はちょっと速記をとめて頂きたいのですがね。

○委員長(河井彌八君) じゃ速記をとめて下さー。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

それでは七時半まで休憩いたしま

す。

午後六時六分休憩

午後八時九分開会

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引続いて内閣委員会を開会いたします。

議題は先刻議題に供しましたうちで保安庁法案及び海上公安局法案を議題といたします。法務総裁が御出席でありますから法務総裁に対して御質疑のあるかたは御発言を願います。

○三好始君 お疲れのようでありますから坐つたままで御答弁願います。

現在審議中の保安庁法案は技術的にいろいろ／＼問題があるわけであります。何と申しましても根本的な問題は警察予備隊で、問題になりました憲法九條との関係でござります。保安隊、警備隊になりますといふと、一層明瞭な形で問題になる。こういうところに最も根本的な問題があると私たち考

ておるわけであります。そういう点で法務総裁の御意見を伺いたいと思う次第であります。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。保安隊は御承知の通り警察予備隊の変態とでも申しましようか、名は變つておるのであります。御承知の通り今度の保安庁法によりましてその定義付けをやつておるのであります。要するに國家の保安、秩序を維持するため設けられたものであります。根本的性格においては警察予備隊と全然異なつておる誤合いのものではございません。ただ実質において幾分か隊員を増しておる、装備の点においても多少前と異つておることは御承認の通りであります。我々はこの憲法第九條の關係において、いわゆるこれは未だ戦力に相当すべきものではないと、かように考えております。憲法問題は起らないと、こう解釈しておるのであります。

○三好始君 問題は、警察予備隊でも問題になつたように、果して予備隊でしましても、今度の保安隊、警備隊にしましても、これは憲法第九條第二項にいう「その他の戦力」に該当するかしないか、こういうことなんでありますが、これについてすでにもう世間に知れ渡つておるようには、内閣としては、従来いわば客觀説とでも言ひますか、近代戦を有効適切に遂行し得る編成装備を持つたものが戦力である、こう定義をとられておると了解いたしておるわけでありますが、私たちはそういう客觀的な定義だけでは説明しきれないものが考えられるのではないか

かるうか、たとえ政府が考えておられましたような客観的な戦力という定義に当てはまらないような微弱な武力にいたしましても、外国から侵略を受けた場合にこれに抵抗するのだ、或いは中立侵犯なり国際紛争の強制的処理を受けた場合に、これに対しても自衛のための実力行動をとるのだ、こういう意図の下に設けられた武力であれば、これは政府が定義している近代戦遂行能力に達なくとも、第九條にいう戦力じやなからうか、こういう考え方を実はとつておつたわけなんであります。先般内閣委員会で大橋國務大臣に質問しましたところ、結論的にはこれを認めたのであります。純粹な客観説をとられておつたのに対し、いわば主觀的に外敵に対抗する意図があればこれも憲法九條にいう戦力として許されないのだということを認めました。これを速記録で一応念のために申上げておこうが問題がはつきりするかと思ひます。一應関係部分だけを読んでみたいと思います。この速記録は印刷ができておらないので、速記課で写して來たままを申上げるのでですが、大橋國務大臣が、私の先ほど来申したような趣旨に対してもういちど答弁をせられたのであります。「御質問にお答えをいたすには、私どもは戦力という問題をもう一段擱下げる必要があると思います。例えは今日仮に日本が戦争を遂行する、併しそれは自衛の戦争である、ことういうふうなために近代戦遂行し得るだけの程度に達しない部隊を持つたと、そういう場合に、これは憲法違反あるかないか、こういう御質問だろうと存じますが、そういう意図のためを持つた場合においては、これも又憲

法違反であると、こう言わざるを得ないと存じます。例えば警察予備隊を、戦争をするということのために組織をして行くということになりますれば、その組織の過程において、初めは何もないところからだんぐりまあ武器が植えて来る、そうすると近代戦争遂行の程度まで装備が擴充されて来ると、こいうことになり、いつから憲法違反の状態が生じたかと、こういうことになりますると、それはやはり戦争の意図を以てそらした組織を作り上げると、いうことになれば、そのときから憲法違反の状態が生じると、こういうのが必ず自然であろうと思ひますので、その場合における政府の意図といふものも、やはり戦力を判定する一つの重要な資料として十分に検討してみる必要があるだろうと存じます。」こういう答弁をされております。それについて更にもつとはつきりした形で「近代戦争遂行」という程度にならなくとも、日本の政府自身が、或いは日本国みずからが戦争を遂行するということを頭に置いてそらしたものを作れば、やはりこれは憲法に違反すると、こう考えることが自然だろうと思ひます。」こういう表現をせられておりますが、それは更に質疑応答が進むにつれて、いろいろな形で同じことを更に明確な表現をされて、いわば意図を持てば戦力だという主觀説を認められたのであります。が、これは木村法務総裁が今まで申されて来た客觀説を修正する、或いは客觀説に主觀説を加えるという結果になつたと思うのですが、外敵に対抗する意図がはつきりしておれば、やはり憲法九條にいうところの戦力として許されないのでという考え方に対しで、

木村法務総裁のお考えを承わりたい。
○國務大臣(木村萬太郎君) お答えいたします。大橋君はまさにその通りにあります。大橋君の言わんとするところは、恐らく保安隊ですね、これはさつき私が申上げたよろに、国内の保安並びに秩序維持のために作られたものであつて、戦争目的のために作られたものではないのだから、従つてこれは憲法第九條の戦力に該当しないものだという、その導き方で私は言つたものと、こう推察するのであります。私はやはりこれはどうしてもそういう議論もありましょが、客觀的に近代戦遂行の能力があるかどうかということで判断するのが妥當でないかと、こう考えております。

うふうに考えてみたいと思いますが、九條の問題の解釈論としての立場から、主觀説は全然考慮の余地がないおつしやるのですか。それとも主觀説も考得するというふうにお認めになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そういう議論も一庵は成立つだらうと考えてありますと、率直に申しますと、政府部内でも必ずしも意見が統一されちゃならないといふことになりますが、私はこれはどこまでも空見説をとつて行く考え方であります、どう考えておるのであります。

○三好始君 そういうたしますと、率直に申しますと、政府部内でも必ずしも意見が統一されちゃならないといふことになりますが、私はしないでしようか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 議論と申しますと、政府部内でも必ずしも意見が統一されちゃならないといふことは、或いはそういう議論になるかも知りませんが、保安隊が憲法九條に違反するかどうかという点においては結論は私は同じであろう、こう考えております。

○三好始君 私は保安隊が憲法上どちらであるか、この問題は第二段の問題として考えて行きたいと思うのですが、一応先ず前提としての憲法の解釈を明確にする、こういう必要を感じて今お尋ねをいたしておるわけなんでありますが、憲法第九條の解釈がもとになつて問題が起つておるわけでありますから、一応解釈 자체を明らかにすると、立場をお尋ねをするのですが、この点について大権國務大臣が一応肯定した主觀説に対してもし法務総裁が違った立場をとられておるとすると、警備隊なり保安隊、警備隊の性格の最も根本に触れる問題について何だか腹内で意見が必ずしも統一いたしておらないという印象を受けるのでありますか。

○國務大臣(木村鷲太郎君) 関内で意見を異にするというところまでは参りませんが、私はこの具体的な問題として取扱う場合にどうあるべきかといたことで閣内の意見を統一することが必要であろうと、こう考えておりますが、純粹の憲法論といたしましては、私はやはり客觀説を維持しておるわけであります。

○三好始君 それでは次の問題に入りますが、憲法第九條第二項後段に「国交戦権は、これを認めない」という表現をしておるわけでありますが、政府はしばら外敵が侵入して来た場合には、これに対し予備隊であろうが保安隊であるが、又一般の警察予備隊であろうが、抵抗するのは当然だというような説明をされておると思うのであります。これは常識的には自衛戦争だと思うのだが、どうかという質問に対して大橋國務大臣は、戦争ではないということを言られております。恐らくこの点については木村法務総裁も同じような立場を從来説明されて來たと思うのでありますから、自衛戦争と予備隊なり保安隊のとる自衛行動とは、どういうところに違いがあるのでしょうか。

○國務大臣(木村鷲太郎君) これは御承知の通り国際法上のいわゆる戦争と見るかどうかという問題でありまして、外敵が不意に宣戰を布告せずして、或いは宣戰布告した場合もありますが、突然侵入して来た場合においては、これは自衛権の発動として、日本の国民であればこれは何人といえども恐らくこれに対する防禦的行動に出するということは当然であろうと考えております。従いましてその場合には

普通の警察であらうと、或いは警察予備隊であらうと、今度改称されまする保安隊であらうと防禦の任に当るということは当然でありますて、ただこの場合にはいわゆる正式の国際法上認められた戦争じありませんから、憲法第九條末項の交戦権、これから出るいろいろの権利義務というものは法律上発生せる筋合いでない、こう解釈しております。

いは捕虜取扱い問題とか或いは捕獲問題とか、あるいは捜査問題とかといふ問題は起らないであります。御承知の通りに、この戦時国際法と平時国際法とがござります。平時国際法の面におきましても自衛行動といふ言葉でござりますけれども、御承知の通りに、この戦時国際法と平時国際法とがござります。それからそれと併つて復讐行為とか警察行為とかといふことは、それは平時国際法の本に出ておりまます。自衛行動の中で平時国際法で賄われる部面と戦時国際法において賄われる戦争の部面と二つあるわけであります。従いまして通常想定されます問題は、むしろ戦力を持たないわけですから、通常の場合におきましては平時国際法にいうところの自衛行動ということが或いは今の場合に当たることはまるごとあるであらうと思います。

て、いわゆる一般の国内法の場合における正当防衛とか緊急避難という原則がございます。そういう原則でそれが国際的に働いて律せられるであろう、というような考え方いろいろあるのですがございます。憲法の御審議の際に金森さんは答弁では、むしろ正当防衛というような原理がそこに働くであろう、ということをお答えいたしております。

ますが、そういう国に或る国が宣戰告をした場合に、一体どういうようなるだろうかというような問題とことは同じような問題でございまして、よつとそこまではつきり今まで学者論じた人ありませんし、又我々としても現実問題としてそういうことをよつと想像できませんのですから深く考えたことはございませんが、これは非常にむずかしい問題であらうと考えます。

○三好始君 只今の問題には直接の答えがなかつたのであります、仮想法第九條による戦力が、近代戦を行するに足る編成裝備を持つものとして、相当大規模な重裝備を施したものと政府は判断して、現行憲法のまま部隊を保持しておる。これは客觀的に、或いは外國から見れば相当充実した実質上の軍隊なんだという考え方と政府は判断して、現行憲法のままのことだと思うのです。そういう場に、日本も将来國際紛争の当事國に持つて来るということも恐らくあります。それで、宣戰布告をされるといふことが仮定の問題としてあり得ない、いうふうには言えないケースだと風のおりまして、私はこの問題に対して明確なお答えがないというのは、少し政府の理論的な立場として満足できないような感じがするのです。それともう一つの、戦力に返つて申しますように、近代戦を遂行するに足る戦力が憲法第九條第二項にいう戦力と、こういうわけですが、第二項は

論第一項を受けて設けられた規定であります。ところが第一項で放棄されおるというのは、決して戦争だけを放棄しておるわけであります。戦争由外の武力による威嚇或いは武力の行使、戦争に至らない武力の行使、こういう場合はそう大規模な部隊を動かすということではなくともあり得ることでありまして、そういう武力による威嚇或いは武力の行使に使い得る程度の軍力部隊であれば、これは必ずしも近代戦闘遂行能力というふうに大きく規定されるべきものでなくして、小さいものでも可能なではないか。だから近代戦闘遂行能力だけが第二項で放棄されておるというような解釈は、余りに解釈の仕方としては不自然なのではないか、こういう感じがするのですが、これに対するお答えを承わりたい。

○三仕方ら、力のない政府が十分に力をもつてこのものへのければ、ます

甚だ悪いからこのままのままでいいか」と、即ち武力の暴力の全權を政府に委託しておいて、その上に本の頭に「本の頭」を冠する。これが「本の頭」である。

府の戰事柄では、る／＼おどりで現代戦といふべき申す。従つて、環境保護運動といふものは、この問題に直接関連するものであるといふことは、さういふことを考慮しておおむね止するに考へる。

と隣りに立つ今ざすのヒトたちを我々の感覚のがてつまらぬのとおもつ事よりも遥かにこましに感じます。

「日本」といいます。日本の情勢は、この三好始めて此力を發揮するに至るわけですが、これには考え方の変化が大きな要因です。つまり、法學協会による判決が、政府委員会によって覆されることは、必ずしも間違ったものであるとする考え方の変化によるものです。

上陸兵は、艦隊の指揮官が、成る程、敵船に大きな損害を与えたのである。しかし、敵艦はまだ現れておらず、敵艦が現れないと、敵艦を攻撃する事は不可能である。そこで、敵艦が現れるまで、敵艦を攻撃する事は不可能である。そこで、敵艦が現れるまで、敵艦を攻撃する事は不可能である。

出現する。このことは、必ずしも日本が弱小国であるからではないかと見受けられます。在伝をうながすほど、船底五箇所に比べて、そのうちの二箇所が破損するほど、強大な國であるべきである。これは、余りにも過度に弱小であるといふべきである。

。 いふる。
今日は ねば、一
十隻で なる。
といふ。
これらは実
むしるに 対し
問題に 対し
に対する 対し
に対する 対し
ないか。
「私は が
の強い
なるの
うな解
は、憲
るうか
といふ。
れども、御
の情
ら闘争
うとされ
てにな
ど触れ
たもの
りてお
うといふ。
この憲
のもの
うといふ。

第一流の戦力の一つであるところから、新聞業者もまた、その戦力をいかに発揮するかが問題となる。そこで、新聞業者が、その戦力をいかにして発揮するか、これが問題となる。そこで、新聞業者が、その戦力をいかにして発揮するかが問題となる。

は、たゞ今にりこよま入とすよまいのよなは伸地界まとい本と使と艦メが限のえあなつばではればわねらは乱てても法すと、書院のへしるる船に船、艦ついての當察院ええてる出考者○

あります。国家、海軍、陸軍の物を十分にそなへなければならぬから、それが出来ない限りは、國の内治の爲めに外敵を守るために、その原點から立ち直らざるを得ないのです。

この考
維持し
憲法の
福追求
行使し
義務が
けで、
考え方
対して
といふ
うに私
す。
例に引
想した
りませ
といつ
どする
のが問
定の問
想した
安維特
九條
法九條
本とし
の充実
いため
大され
いう判
頭に置
いうこ
明白な
す。併
ます。

は無うか橋国自然で、隔たるから府がうよ状態で、は陸う場すかの場を。政「その」と、固と、実質し得とに止し考え。○三のは達しう名は、に、とを。○政点張くらけますか。

務大臣が、假りのなにかを多少充てた。こうして、これがはつきりしたところである。

夫君） 本邦の軍事は、おまへがおなじくおこなつべきだ。私はおまへに代役をさせた。おまへは、おまへの軍事の腕を發揮せよ。おまへがおなじくおこなつべきだ。

—
—
—

は如何かと思ひます。形式論から申しますと、併し大体陸軍と銘打ち、或いは空軍と銘打つようなものになりますれば、これはおのずから常識論としてこれは近代戦争を遂行する能力あるものというようなものがそななるのだろうと私は思います。併しこれは常識論でございまして、お得意の形式論で申しますならば、どんな小さなものでも陸軍ということになつたら悪いのかということになつて、名称だけに拘われてそれを判断するのと同じだらうかという気持を持つわけあります。

する能力に達しないものに軍といふ名前を附けた場合にどうなるかと聞いておられます。

○政府委員(佐藤達夫君) それは先ほど触れました一個中隊をお笑いになりましただけれども、これは本当に理窟として考えますとむずかしいことで、竹槍のみを持つておるものに対し陸軍という名前を附けた場合も、これはいろいろ考へられるわけです。そここのところはどうも理窟で行きますと名前に拘泥するということは如何かといふ気がしてなりません。それはやはり実体を加味して考えて頂かなければならぬと思います。

○三好始君 今のお答えは、結局たとえ軍と名前が附いても近代戦争を遂行する能力に達しない場合は憲法第九條第二項に言う戦力としては問題にならない、というように受取つたのですかが、それで差支えないですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 形式論としてはそななると思います。

○三好始君 そこまではつきりすると更に戦力の問題でお尋ねする必要もないと思います。から、一応法務総裁の時間の関係もありますから、今日はこれで打切りります。

○成瀬暢治君 私も法務総裁は大変お疲れのようですが、一点だけお尋ねしたいと思います。

と申しますのは、今までの共産革命をずっとと繕いてみまして、私は鎌や鍼の革命ではないと思います。やはりそこには、暴力革命には必ず武力といふものが附き物だと思います。そうしますとまあ今度警察予備隊が保安隊として名前は……、十一万が十八万に若干殖えて来るだろうと思いますが、今そ

のうちの一方といふようなものが固まつて武力蜂起をしたというようなことが考へられると思います。例へばそれは二・二六におけることく、或いは五・一五におけるそういうことを考へられると思ひます。私は逆にそういう面も非常に危惧しておるものでございまます。そういうものに対して法務総裁はどういうふうなふうに考へておられますか。それに対してもどういうふうな万全な措置をとつておられるかといふ点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(木村鶴太郎君) 私は誠に適切な御質問であると思ひます。これについては十分考慮を拂うべき必要があるのじやないか。要は通常の言葉で言えばいわゆるバック・ボーンを入れる、これについては、私はその統率の任に当られるいわゆる統率者、現在も立派な人がやつておられる。林敬三君などという人は本当に心魂を傾けてやつておられる。そういう立派な統率者をしてこれらの指導の任に当らせることと、もう一つは、これは今度の保安隊で最も総理が重点を置くことを要望しておるのであります。が、いわゆる教育、これに重点を置いて、しつかりした考え方を持たせなければいかんのぢやないかと考へております。それにつきましては政府のほうでも相当考慮を拂つております。どうか各位におかれられましてもそれらの点について将来御意見がありましたら十分に私は申出で頂きたいと、こう考へております。

○成瀬謙治君 私も実際飼犬に手を噛まれるといひますか、実際思わない所に思わない結果が出て来ると思ひます。それを私は一番心配する一人であ

隊の訓練とか、これは大橋國務総裁の訓示であります。そこで私は今までの警察予備隊の訓練とか、これは大橋國務総裁の訓示であります。そこでは私は本当だと思いますけれども、情操教育というか、いわゆる教育といいましても、大体承わりますと、今まで訓練が主のように承わつておるわけです。いろいろな訓練と申しますか、一日の日課の時間などを承りますと……、そうした面についてまあ警察予備隊のほうもあなたが知つておられるならば伺いたいと思いますが、警官についても同じようなことが言える、そういうようなことについて今実情としてやつておいでになるのか、その点が承わりたいと思います。

○國務大臣(木村鶴郎太君) 実は私は現在の教育の仕方について自分でこれは関與しておりますから、はつきり申上げますと実際のことは承つておりません。併し總理初めこれは非常に心配しております。それで今申されましたように、たゞ普通のいわゆる訓練だけではなくて、精神的な或いは情操教育、そきう面について十分な考慮を拂わなくちやいかん。差当りの問題として学校において立派な教官がほしい。教官と申しましても、普通の訓練ではなしに、いわゆる人間としての教育、これのあり方が必要だからその面において立派な指導者を物色しなければならぬということでお折角考慮中であります。近く保安庁が発足いたしますると、それについて最も重い點を置いて、そうしてここでいわゆる幹部教育した者を、これを部隊で教育の任に当らせるということで、着々その準備に取りかかつておるような次第であります。

におけるところの幹部養成の人たちに教科書の問題を申しますと、久里浜向うの顧問将校のような人が来てやつておると、従つて使われておる教科書はすべて英語であるというようなもので、提出はできないという話だつた。そこで今あなたの御答弁によりますと、非常に情操教育というような点について力を注いでおられると言われますが、私は実情はそれとは違つて遙かに別なことを実はやつておるのじやないかと思います。と申しますことは、例えば兵器の取扱いであるとか、部隊の近代戦におけるところの指揮の仕方であるとが、そういうようなことに私はあると思うのです。これでは私は大変なことになつてしまふという点を非常に危惧しておるから、まあそういう点について非常に心配をして、私は、あなたも今申されたような意見ですね、一つ開内において努力して頂きたいという点を要望申上げます。

から最後に確認されました点を法務総裁から直接確認して頂いておくのが適当だろうと思いますが、法務総裁の御意見として承わりたいのですが、即ち形式論としてであるが、立つておられましたが、軍と名附けられた実力部隊を持つておる、それが近代戦を遂行するに足る能力に達しない限りは憲法上の問題は起らない、こういう考え方を法務総裁お聞きになつておつて、そのまま認めになつたような印象を受けたのであります。どう了解して差支えありませんでしようか。

○國務大臣(木村萬太郎君) 形式論としてはまさにその通りであらうと私は考えております。

○委員長(河井彌八君) それではまだ若干質疑が残つておるかも知れませんが、大体の質疑はこの辺で終了したものと認めてよろしうござりますか。

○三好始君 どういう意味でしよう。

○委員長(河井彌八君) 各案についてですね、大体如何でしようかというごとです。

○三好始君 保安庁については実は法文の問題、大橋國務大臣にお尋ねしなければいけない問題が相当残つておりますから、大橋國務大臣の出席せられた際に質疑をさして頂きたいと思います。保安庁以外は、大体私のほうは差支えありません。

○栗栖赳夫君 丁度長官がおいでになりますから、法制局にちよつとお尋ねしておきます。よろしくござりますか。

○委員長(河井彌八君) 議題は法制局に行つておりますが、御自由に願います。

○栗栖赳夫君 法制局の中をですね、意見部と第一部、第二部と、こういうふうにしたほうがよろしうござりますか、或いは第一部、第二部、第三部としたほうがよろしうござりますか、いずれがいいでしよう。
○政府委員(佐藤達夫君) これは法務庁から法務府になりますときに一応その点非常に研究したものでありまして、両論あつたんです。私のところでも今高辻局長これは意見のほうを専門にやつておつたのです。それを意見専門というのを置かないで、皆平等に法律上の立案審査に当る局でおののこその意見のほうの、解釈のほうの仕事をやつたらどうか、どちらがいいだらうとさんざん議論しました。私はそのときの考え方としては、どうも立案審査に当つた者が解釈に当りますと、自分で立案審査をしておる法律の多少弱点に当るような質問が出たときの態度が一体公平に行くものだらうか、どうだらうかということが一つ念頭にありました。意見部といふものは独立さしたほうがいいだらうということで、今そういうふうになつておりますが、そこで今度改革に当たりましても、従来の状況から見て正しかつたのではないかという気持ちを持つております。
それからもう一つは、国会のほうへ、まあ国会が御承知の通り殆んど一年中開かれております。立案審査のほうの仕事は、法案が運れる／＼といふ状況というのは、やはりお台所のほうに残つてやらなければならん仕事がたくさんあるのです。従いまして自分の立案審査した案件についての御質疑が

ありますければ、その局長は役所の業務を棄てこちらに伺いますけれども、只今の戦力問題であるとか、その他の憲法問題等につきましては、そういう人をここに引っこめて、政府委員としてお答えさせる余裕は実はないのですがございます。そういうときは意見局長という者がおりますと、意見局長は立案審査のはうはやつておりますが、普段そういうことはかりやつておりますから、その点のやり繕りはつくべくですからむしろ法律の上に意見部といふ名前を出したほうがいいじゃないか、これは一部、二部、三部にしておいて頂いて事務分掌をきめることは勿論当然でございますけれども、そういうようなことは結果においては同じでありますけれども、そういう形式からむしろはつきりしたほうがいいということで、意見部というものを擎げたわけであります。

で、昔なてあとにできたわけです。ここにお考え願うところがあると思うのであります。この今私は、実は法務総裁が法制局長官だと考えておりまます。私は次長と考えてやつておるわけであります。法制意見長官などではだめだということで、是非法務総裁が出て参つたほうが先ず通りがいいようによく多年の経験で私考えております。そういう点がございまして、要するに今までの形式から申しますと、そうして頂いたほうが有難いのではないかとうふうなことであります。

ない状態に戻つても大した支障はない
じゃないか、これはあればあるに越
したことはないけれども、この委員会と
してはできるだけ次長というようなも
のは今回の機構改革においては成るべ
く認めたくない、こういう趣旨です
から、その点をもう少し明らかにして
頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もなよ
うな点も伺われますけれども、結局今
のお言葉にもありましたように、国会
関係という方面的の仕事は、これは御承
知の、私は法制局に初めて入りまし
た、昭和七年でありますか、そのと
きはたしか三十七件ぐらいの法律しか
なかつた。非常に昔は国会に御厄介に
なることが少なかつた。最近における
政府案の激増は御承知の通りで申上げ
るまでもございません。そこで先ほど
来触れましたように、政府委員として
の仕事ということを相当これは頭に置
きまして人員を考えなければならんと
いうことが一つあるわけでございま
す。議員立法が勿論殖えて行くことは
望ましいことでもござりますし、又そ
の方向を辿つておるわけでありますけ
れども、御承知のように、行政機構改
革に関連しても問題になりましたよう
に、法律が一体多過ぎるじやないかと
いうような面で、むしろ今まで積り積
みた法律の塵を整理して行かなけれ
ばならん仕事は大変な仕事だと私は考
えております。殊に占領中にできた法
律は翻訳で読めやしないじやないか
というお叱りもしよつちゅう受けて、
心苦しく思つておつた、そういう形の
面から直さなければならん面が相当あ
りはしないかということから考えます
れば、国会の答弁といふ我々の仕事は

相当に負担が多いというように考へるわけでござります。

○竹下豊次君 あなたが次長のおつも

りでやつていらっしゃるのですね。そ

れは譲渡されたお言葉ですけれど、

それは併し法務総裁のほうは法律がわ

からないから、むしろ次長がおいでに

なる必要があるでしようけれども、あ

なたのようなわかつた長官があり、そ

の次におなりになる人でも、その次の

人でもしつかりした人がおなりになれ

ばいいのです。ちょっとと場合が逆なこ

とじやないかとうような気がするの

ですが、ただ問題は、その理由よりも

仕事の量ということを考えてみて、長

官の下に三部長があつて、それだけで

足りないのかどうかという問題だけだ

らうと思ひます。ただ昔と比較すると

いうと大分仕事の量が減えておる。殊

に戦争の後は大変殖えましたが、これ

からは今までのように法案が多くはな

いふと思ひます。ただ昔と比較すると

いうと大分仕事の量が減えておる。殊

に戦争の後は大変殖えましたが、これ

からは今までのように法案が多くはな

いふと思ひます。ただ昔と比較すると

いうと大分仕事の量が減えておる。殊

に戦争の後は大変殖えましたが、これ

からは今までのように法案が多くはな

いふと思ひます。ただ昔と比較すると

いうと大分仕事の量が減えておる。殊

に戦争の後は大変殖えましたが、これ

からは今までのように法案が多くはな

いふと思ひます。ただ昔と比較すると

いうのは部長で、ああいうえらい人が

三人おつて、三つの部でやつておつ

た。あのときですらも、その点から申

積のほうの仕事というものは、當時ありま

せんで、法律にはつきり出て参りまし

たのが、法務局ができましてからそれ

が殖えたわけです。その仕事が殖え

た。従いましてそれを差引いて、あと

残り二部というものが、昔三十七くら

いの法律案を三部でやつた、その三部

が今度二部になつたといふようにお考

え願つて結論なんです。従いましてそ

の点から申しますと、仮に次長の問題

は、今の侵略戦争を禁止しておる。従

つて第一項からは自衛権といふものは

決して放棄されでおらない。従つて自

衛戦争もできるよな形になつてお

る。ところが二項に参りまして、今の

戦争及び交戦権を否定しておりますか

らして、結局自衛権はあつても自衛の

戦争の形ができない。自衛戦争ができ

ないといふ筋で、事実上自衛戦

争ができないといふ筋で、當時お

答えをおつたわけです。従いまして

私は議論は別だと思う。そうでない限

りにおいてはやはりこの問題について

は、どうしても私は自衛のための交戦

権といふものは如何なる場合でも私は

否認されたものだと思う。それを今度

の外敵侵入した場合について云々と

いうことはおつしやる通りであります

せん。その具体的な御質疑も出ており

ませんけれども、正面の説明としては

やつて来るといふのは、私は何と言ふ

のですか、少し時局便乗の解釈のよう

に実は思うのです。これは私の意見な

どですけれども、これをあなたと討

論の場合は、外敵の侵入と戦うといふ使

命が保安隊にはあるのだといふことを

かといふことについての一つ御意見を

承わりたいと思うのです。

○政府委員(佐藤達夫君) ちよつと今私

ここに條文を持つておりますので、大体

多少うる覚えでございますが、建設省

設置法は私は見ておりますので、大体

のことは覚えておりますが、おつしや

る通り測量審議会につきまして建設省

設置法には昭和二十七年三月三十一日

まで置くといふふうなことになつてお

りましたのを、今度は二十八年三月三

十一日までに延ばしております。これ

は勿論期限が切れ一応なくなつたも

のを延ばすといふことは、おつしやる

通り確かにおかしいわけでございます。

頂きたいと思います。それは我々確信

しております。それからもう一つ裏か

ら申しますと、当時の憲法の制定の御

審議の際に、では国内で非常な大きな

内乱とか暴動が起つた場合にどうする

か、警察力で抑えるということをお答

えしておるのでありますから、その趣

旨からこの法案は外れてはいない

といふふうに考えておられます。

○成瀬権治君 それなら私は了承しま

した。それからもう一点お尋ねしたい

のは、建設省設置法の一部を改正する

内乱、暴動に対する措置はどうする

か、警察力で抑えるということをお答

えしておるのでありますから、その趣

旨からこの法案は外れてはいない

といふふうに考えておられます。

頂きたいと思います。それは我々確信

しております。それからもう一つ裏か

ら申しますと、当時の憲法の制定の御

審議の際に、では国内で非常な大きな

内乱とか暴動が起つた場合にどうする

か、警察力で抑えるということをお答

えしておるのでありますから、その趣

旨からこの法案は外れてはいない

といふふうに考えておられます。

○政府委員(佐藤達夫君) 結局いづれ

の四人必要な中の一人を次長にして頂

いて、そしてその次長にむしろ局長

の一人分の仕事を併せてやつてもらひ

たい、こういふふうな考え方から実は

さよなることにお願いしないことには

出でるのをございまして、これは仕

事の分量のほうから申しまして、是非

ありますけれども、併しこのことが變つて

来るといふことは、私はやはり憲法の

基本的なものが變つて来たといふ、例

えば改憲の今月号に憲法の変更といふ

ふうな、変貌ではなくて、変質といふ

ておるといふことだけは万々御認識を

が、ただお考え願えませんことにはいけませんと思いますことは、その測量審議会というものは実は測量法という別の法律がございまして、これで測量審議会ということをはつきり定めておるわけあります。建設省設置法のほうは一応何と申しますか、俗な言葉で展覧会のようにそれを列べてあるほうの実は該文でございます。それで実は法律の問題までなるわけでございますが、当然測量審議会を二十七年の三月三十日まで置くという趣旨を規定いたしました當時において測量法のほうも当然に直すべきであつたと思うのですが、どうもそのほうの改正がその当時行われませんでしたございました。その関係でやはり元の測量審議会は当然残つておると見ざるを得ないわけでございます。今度いろいろの事情で更に一年間この測量審議会を置くということになりましたのですが、その機会に今度はそういう点をはつきりさせまして、建設省設置法の附則で測量法も改正いたしまして、来年からは測量審議会も廃止するということをはつきりいたしました。そういう手当をいたしたわけでございまして、そういう意味で御了承願いたいと思います。

○成瀬権治君 私はあとに問題が残らなければいいと思います。併しこれよりも何か手続上あとで、こういうことが前にあつたのだからこうだということになつてしまつては大変だから、何かいい方法がないか。若しこれを直そうとしましていい方法があれば何かないというならこれよりほかしようがない。その辺どんなんのでしよう。

○政府委員(林修三君) それは建設省

設置法の二十七年三月三十日を二十八年三月三十日に直しまして、一旦なくなりましたものをそこだけ復活したというだけで、測量法のほうで期限が置いてなかつた。従つて今年の三月三十一日を過ぎましても当然には廃止にならなかつた。その点多少測量法とそれを引用いたしました建設省設置法の点を合せまして、審議会を来年の三月三十一日に測量法のほうでそれを引張つた。建設省設置法のほうではここではつきり打切ることといたしましたので、技術的には現行の法律を元にいたしまして、立法技術的にはこれ以外には方法がないのではないかと考えております。

○楠見義男君 さつき質疑を打切るといふ御発言がありました。私はそれについてあえて反対というのではなくしに、むしろ賛成のほうなんですが、ただいろいろ整理をして行く場合に、日附の点で一分か二分くらいで簡単な質疑をしたいような場合も出て来ると思いますが……。

○委員長(河井彌八君) 楠見君にお答え申上げますが、さつき申しましたのは余り簡單明瞭過ぎたかも知れません。ですが、もう時もだんづけつて参りましたから、できるだけ早く各案について審査を進めたいと思います。それでその場合にはできるだけそれぞれ結論を得て行きたいと思います。その場合に、これはかねて一番初めからお話し合いがあつたと思いませんが、その際必要な点について若干の質疑をするということをやりますというお申

合せであつたと思いますから、私は少し簡単過ぎたのあります。が、そういう意味を付けまして取扱いたいと思います。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。それでは委員会はこれで散会いたします。

午後九時十九分散会

昭和二十七年九月二十四日印刷

昭和二十七年九月二十五日發行